

第一百五十六回

参議院国土交通委員会会議録第十七号

平成十五年六月三日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

五月二十九日

辞任

野上浩太郎君

吉田博美君

池口修次君

山根隆治君

大沢辰美君

富樫練三君

市田忠義君

桜井充君

吉田正昭君

山崎一保君

中原一保君

吉田博美君

池口修次君

大沢辰美君

富樫練三君

市田忠義君

桜井充君

吉田正昭君

山崎一保君

桜井充君

市田忠義君

桜井充君

吉田正昭君

谷林正昭君

桜井充君

市田忠義君

桜井充君

吉田正昭君

谷林正昭君

桜井充君

市田忠義君

桜井充君

吉田正昭君

谷林正昭君

桜井充君

市田忠義君

桜井充君

吉田正昭君

市田忠義君

補欠選任

山崎正昭君

吉田一保君

中原一保君

吉田博美君

池口修次君

大沢辰美君

佐藤忠義君

市田忠義君

桜井充君

吉田君枝君

市田君枝君

桜井君枝君

吉田君枝君

沓掛哲男君

齊藤滋宣君

田村公平君

鶴保庸介君

野上浩太郎君

松谷蒼一郎君

吉田博美君

吉村剛太郎君

池口修次君

北澤俊美君

佐藤雄平君

櫻井充君

訓練弘君

大沢辰美君

富樫練三君

田名部匡省君

扇潤上

貞雄君

吉村剛太郎君

千景君

中馬弘毅君

岩城光英君

吉田剛太郎君

吉村剛太郎君

住宅金融公庫理事会

吉井一弥君

日本銀行理事

白川方明君

井上順君

事務局

吉井一弥君

○委員長(藤井俊男君)

次に、参考人の出席要求

に関する件についてお諮りいたします。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改

正する法律案の審査のため、本日の委員会に住宅

融資公庫理事吉井一弥君、住宅金融公庫理事井上

順君及び日本銀行理事白川方明君を参考人として

出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

吉田博美君

吉村剛太郎君

池口修次君

北澤俊美君

佐藤雄平君

櫻井充君

訓練弘君

大沢辰美君

富樫練三君

田名部匡省君

扇潤上

吉村剛太郎君

○委員長(藤井俊男君)

次に、参考人の出席要求

に関する件についてお諮りいたします。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改

正する法律案の審査のため、本日の委員会に住宅

融資公庫理事吉井一弥君、住宅金融公庫理事井上

順君及び日本銀行理事白川方明君を参考人として

出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

吉田博美君

吉村剛太郎君

池口修次君

北澤俊美君

佐藤雄平君

櫻井充君

訓練弘君

大沢辰美君

富樫練三君

田名部匡省君

扇潤上

吉村剛太郎君

低金利ですから、超低金利ですから、この先、金利は上がるることはあっても下がることは恐らくなっています。

そうすると、必ず元本割れをしてしまうということになつてくると、現時点で三十五年物を買つた後に売却できるかというと、残念ながら売却できませんので、恐らくは三十五年間きちんと持ち続ける人でなければこれを購入することは難しいんじゃないかなと、そう考えています。

ですから、そういうことになつてしまいますと、銀行側がまず仮に長期間で住宅ローンを貸し出したとして、住宅金融公庫にそのものを証券化するために支援してくださいというお願いをしていたとしても、いずれ限界が来てしまうんではないのか、そのように考えています。

そこで、まず第一に、果たしてこの先毎年何兆円、今回は二千億円程度らしいんですが、どのぐらいの規模でその証券化の支援業務を行つていいか、そこで、まずこの点についてお答えいたいと思います。

○政府参考人(松野仁君) お答えいたします。

今後の証券化市場規模、どの程度かということをございますが、十五年度に開始されます証券化支援事業につきましては、準備が整い次第、年度後半から二千億円、一万戸相当の民間住宅ローン債権を買い取り、これを証券化するという予定でございます。

今後、通年的に実施されるということになるわけですが、現在の段階で将来確たる何兆円規模という予測ができるわけではございませんけれども、貸出し市場あるいは資本市場それぞれの貸出しニーズ、それから証券ニーズ等を踏まえながら毎年度予算の中で設定していくことになりますが、現在の市場関係者の見方でございますが、現在のところは、年間一兆円程度の規模の証券発行については円滑に市場で販売できるという考え方方が一般的でございます。将来、これを貸出し市場あるいは証券化市場、資本市場それぞれ市場拡大に向けて関係者がどういうふうに努力され

るかということにかかわってはまいりますけれども、私どもとしてもこれは全力で努力をしてまいりたいと思います。

それを考えますと、現在は一兆円程度ということでございますが、将来のかなりの規模に拡充されていくということで、中長期的には数兆円の規模になつていくものではないかというふうには見えないであります。

○櫻井充君 今、将来は数兆円の規模というお話をございましたが、これは客観的な根拠はあるんですか。

○政府参考人(松野仁君) 最初に申し上げましたとおり、確たる何兆円というのを今から予測することはできませんが、かつて公庫融資が最大年間十兆円程度まで膨れ上がったことがあります。これは経済対策としてかなりドライブを掛けて実施してきた結果でございまして、これから年通年ベースを考えますと、それまでの規模には行かないとしても、長期固定の二~三ヶ月が例えば五、六兆円ということはあり得ると。その中のかなりのシェアがこの証券化市場で賄われるすれば、それがなりの数兆円の規模があり得るというようなことを想定しているわけでございます。

○櫻井充君 アメリカは、モーゲージローンのシェアが住宅ローンのシェアの中の五〇%を占めるのに三十年掛かっているわけですよ。あのアメリカで三十年も掛かっていて、日本でその数年単位で果たしてそのシェアの半分まで行くのかどうか。今お話をございました十兆円なら十兆円の規模、数兆円ということになると三〇%程度かもしれませんのが、そうだとしても十五年から二十年ぐらい掛かっているわけです。その業務が数年のうちにできるとはとても思えないわけですよ。なぜそのようなことが言えるのか、もう一度改めて根拠を示していただけますか。

○政府参考人(松野仁君) 確かに、米国では三十年掛かって今の日本円に換算して四百数十兆円という発行残高になつております。これも、米国も三十年掛かってきたわけですが、

言わば我々も米国の手法等を学びまして、三十年掛かるとは申しませんが、少なくともその成果を得て、できるだけ早く成熟した市場に持つていただきたいふうに考へてございます。

したがつて、当然ほんの二、三年で米国並みの成熟した市場になるというふうには言い切れるわけではございませんが、できるだけの努力はしてまいりたいということでございます。

○櫻井充君 努力しますというのはだれでも言えるんですよ。

大事なことは、ちゃんと明確にこのような数字が出ているからこの計画が成り立つんですということにして、長期固定の二~三ヶ月が例えば五、六兆円ということが絵にかいたもちと言ふんでよ。じや、もしこれが市場でさばけない場合は一体どうなるかというと、まず一つは金利に跳ね返つてくるわけですよね。これは住宅ローンのまず金利に跳ね返つてることになります。これは金利に跳ね返るか、若しくは住宅金融公庫がこの債券を抱え込まなければいけないことになります。

住宅金融公庫として、もし金利が上がつても、金利を上げて売ろうとするのか、それとも住宅金融公庫としてその債券を抱えようとしているのか、どのようにお考えなんですか。

○政府参考人(松野仁君) 基本的に、金融公庫が長期間抱え込むというようなことは想定しております。毎年の予算規模を決定する際に、市場関係者とともによく協議しながら適切な規模を毎年度設定していくということございまして、あり余るもの処理し切れなくなるというような事態は避けたいというふうに考えております。

○櫻井充君 避けたいって、どうやって避けるんですか。今の全然答弁になつていないじゃないですか。

要するに、じゃ、金利を上げるということです。

か。金利を上げて売れるんですか、本当に。住宅金融公庫が抱えないということは、そうすると、

金融機関側が長期固定で長期間で貸したと、これは住宅金融公庫が保証を付けてくれるものだと想定して貸し出しましたと、しかしながら住宅金融公庫側はそれをじやはね付けるんですか。同じ条件で、例えばある年、これは今二千億円程度、一万戸を想定しておりますと言われていますけれども、もし同じような条件で一万戸を超えてしまつて、その後、なかなか今年はこの債券が市場ではさばけないから残念ながらこの先は保証を付けませんとか、することになるんですか。

○政府参考人(松野仁君) 確かに、急激な変化が起つたときにはどうするかということは別途考えなきゃいけない。急激に拡大して、一時的にホールドしなきゃいけないという事態が起つたかもしれないけれども、こういうのは絵にかいたもちと言ふんですよ。

○櫻井充君 ジャホールドする際に、仮にです、これはどこからお金を持つてくるんですか。

○政府参考人(松野仁君) 現在のところは、ホールドする資金、これはすべて今、何といいますか、財投資金が、公庫直接融資というのは今のところはまだ公庫として存在しております。しばらく直接融資ということがございますし、また償還金として返つてくる財投資金もございますので、その間の暫定的なホールドの資金というのは財投で借りる、あるいは市場で別途の資金を公庫として調達するということも実態としてはあり得るかもしれません。

○櫻井充君 そうすると、改めてお伺いしますけれども、そうなつてみると基本的にはやはりホールドする可能性はあるということになるわけですね。となつてくると、そうすると、ある種またその部分で、ホールドしているということによつて住宅金融公庫というものはリスクを持つことになりますよね。

○政府参考人(松野仁君) 基本的には長期的にホールドするということを考えているわけではございませんが、そういう緊急事態のときには一時

的にホールドするということがあり得るわけでござります。そのときのリスクをだれが負担するのかなどといったことは、そういうリスクを公庫が一時的に負担するということはあり得ると思いますけれども、長期的にいうようなことを想定しているわけではございません。

○櫻井充君 長期的にホールドしない根拠を挙げていただけますか。

○政府参考人(松野仁君) もちろん、長期的にホールドを絶対しないという保証があるのかと言われますと、かなりの経済的大変動があつたときにそういうことが絶対ないかと言われますと、それは、一〇〇%そういうことがないということは言い切れるわけではございません。

○櫻井充君 局長、今の金融機関というのは自己資本規制でもう本当に苦しんでいるわけですよ。自己資本比率を八%なり四%に維持するためにきゅうきゅうとしています。そうすると、分母のリスクアセットの部分をいかに小さくするかといふのは極めて大事なことなんですね。

そうすると、住宅ローンのリスクウエートは五〇%です。例えば、一千万なら一千万貸し出すと五〇%付きますから、分母に五百万という数字が残つてくるわけです。国債を買うとどうかというと、国債はリスクウエートゼロですから、ですからみんな国債の方に行つちやうわけですよ。今となつてくると、住宅ローンを貸し出した際にリスクウエートを小さくするためには、リスクアセットを小さくするためには、これはもう手数料収入で得てしまつて、もう証券化してもらつた方が現時点で自己資本比率を維持するためには金融機関はいいと考えるんです。これは当たり前のことなんですよ。ですから、今、貸出金は実はあるにもかかわらず融資残高がどんどん減つていつて、そして国債の保有率が高くなつていて、それから、信用保証を取つてこいという、これはリスクウエート一〇%ですかから、結局はみんな信用保証を取つてこいという話になつてゐるわけです。そういうことを考えてくると、住宅ローンをその

ままプロバーで貸し出してくるよりも手数料收入を得るんだらうと思うんです。

ですから、そのことを考えてくると、まるで天地方がひっくり返るような騒動でもない限り起こり得ないようなお話をされていますが、現実はちよつと違うんじゃないですか。そういうことも含めてどうお考えなんですか。

○政府参考人(松野仁君) ですから、基本的にそういう事態を避けるために、やはり言わば予定した金額、金額といいますか全体量、これを超えるような事態があつたときに、言わば買取りを途中でストップせざるを得ないというようなことは、実態としてあり得るかもしれません。それはもうかかりの大きな変化が起つた、大きなリスクが起つたときの話としてはあり得るかもしれません。

○櫻井充君 ちょっと法律を精査していらないんですけど、そのようなことは明記されているんですか。

つまり、住宅金融公庫として民間にこれから長期固定を任せると、そういう中でこれから、ところが、先ほどもお伺いしました、同じような条件で貸し出したにもかかわらず、時期によつて貸し出せませんと、保証が付けられませんということを行つてもいいことになるわけですね。

○政府参考人(松野仁君) 法律上そういうふうな文があるわけではございませんが、やはりそういう事態が起つたときにはどうするかというのは、相手方の金融機関とも、買取りの言わば契約の中にそういう表現をしておく必要があるとも考えられます。

○櫻井充君 現時点ではそういうことを、まず問題は、そういうことを想定されないでこういう法律を出されてくることに問題があるわけですよ。いろんなことを考えて、こんな考え方られることじゃないですか。だから質問しているんですよ。それを、さも急激にこういうことが起るような形で答弁されていますが、それは全然違うんじや

ないです。違いますか、局長。

○政府参考人(松野仁君) 確かに、そういうことが全く起つてないというわけではないと思いますが、そいつた事態のときに、それぞれ買取り金額、買取りの総量といいますか、それを予算で毎年決めるわけでございますから、その中で買取りをしていくということは、当然その予算の範囲でということになりますから、そういうことで適切な運用が図られるんじゃないかというふうに思います。

○櫻井充君 よく分かりません。よく分からぬんです。根拠がないからよく分からんんですね。こんな、机上の空論じゃないですか。もう少し根拠に基づいた答弁していただけないですか。

もう一度、お伺いしますが、もう一度お伺いしますが、出口のところで、出口のところの債券市場でさばけなかつた場合には、これは金利として、金利を高くして売ることになるんですか。その金利は最終的には住宅の購入者のところにはね返つてくことになりますよね。そのような形で売ろうとされるんですか。それとも、若しくは年金や、年金にしましよう、年金やそういうところに、もうちょっと公的なところで、部門で買い取つてくれと、そういうことをお願いして貰い取つてもらうから大丈夫なのか、どういうことになるんですか。

○政府参考人(松野仁君) ですから、最初に申し上げましたように、毎年の言わば買取り量につきましては、証券市場関係者と協議しながら予算で全体の量を決めると、予算の範囲で運用していくということです。そのため、なかなか金利が急騰するという事態になつたときに、そういう利回りでローンを発行すると、いうような事態になつては困るわけですから、そういうときはやはり一時的にホールドして市場の言わば混乱を避けるということは十分にあり得るわけだと思います。もし、なつかつ、予算を順調に消化していくつて、なおかつもうちょっとニーズが本当にあるんだと、国民の長期固定のニーズがあるということで予算規模を上回るというような事態になつたときは、当然補正で戸数を追加するとか、そういうことは弾力的に行つていく必要があるのではないかと思います。

○櫻井充君 今のお御答弁は最初の答弁と全然違つてますよ。今日の委員会の最初と全く違つじやないであります。まずは、ホールドすることは想定しておつしやつた。しかも、ホールドしないだけじゃなくて、保証を付けないとすることもない、そういうことはあり得ないんだと、みんな保証を付けますという最初御答弁だつたじやないですか。ところが、今になつたらもう全然違つて

ないです。違いますか、局長。

○政府参考人(松野仁君) 確かに、そういうことが全く起つてないというわけではないと思いますが、そいつた事態のときに、それぞれ買取り金額、買取りの総量といいますか、それを予算で毎年決めるわけでございますから、その中で買取りをしていくということは、当然その予算の範囲でということになりますから、その中で買取りをしていくことになりますが、現実はちよつと違うんじゃないですか。そういうことも含めてどうお考えなんですか。

○政府参考人(松野仁君) ですから、基本的に市場には、そうすると長期の、低利になるかどうか、長期固定の方がいいんですね、長期固定で貸し出せない可能性があると。つまりして今まで持家政策をずっと進めきているわけですが、その持家政策を大変換しない限りにおいては今のような御答弁にならないんじゃないのかなと、私はそう思いますけれども、いかがですか。

○政府参考人(松野仁君) ですから、市場には、かなり言わば金利が急騰するという事態になつたときに、そういう利回りでローンを発行すると、いうような事態になつては困るわけですから、そういうときはやはり一時的にホールドして市場の言わば混乱を避けるということは十分にあり得るわけだと思います。もし、なつかつ、予算を順調に消化していくつて、なおかつもうちょっとニーズが本当にあるんだと、国民の長期固定のニーズがあるということで予算規模を上回るというような事態になつたときは、当然補正で戸数を追加するとか、そういうことは弾力的に行つていく必要があるのではないかと思います。

○櫻井充君 今のお御答弁は最初の答弁と全然違つてますよ。今日の委員会の最初と全く違つじやないであります。まずは、ホールドすることは想定しておつしやつた。しかも、ホールドしないだけじゃなくて、保証を付けないとすることもない、そういうことはあり得ないんだと、みんな保証を付けますという最初御答弁だつたじやないですか。ところが、今になつたらもう全然違つて

きていますよね。これはホールドすることもあり得ると、そうなつてくると予算措置が必要で、それは補正予算でやりますということになつてくると、最初と今と全然違うというのは、これはどつちの答弁が正しいことになるんですか。

そのことがきちんと想定されていないで法案提出されるということ自体、おかしくないです。

○政府参考人(松野仁君) 最初から申し上げましておるのは、長期的にそのホールドということはそもそも公庫としては考えていないというふうに、ただし緊急事態が起きたときに、その市場の中での激しい利回りの変化が起きていたときの急騰の原因は、まさに一時的にホールドするということはあります。

○櫻井充君 全体としては、その予算の買取りの全体量の中で運用していくということを申し上げておきます。

○櫻井充君 驚目ですよ。だって、想定していないことがそもそも問題なんだから。だから、なぜじゃ想定しないんですか。どうしてそういうことが起こらないと言えるんですか。まずそのことをじや言つていただけますか。

○政府参考人(松野仁君) そういう事態が全く想定できないのかと、想定しないのかと言われるところ、先ほども申し上げましたように、全く想定できないという、想定していないと、そんなことは起こり得ないと、一〇〇%起こり得ないというふうに申し上げているわけではございませんけれども、できる限り、そいつた緊急事態のときには一時的にホールドするとかいうようなことで、利回りが急騰しないようなそういう措置を取つていています。

○櫻井充君 委員長、答弁が全然違っています。取りあえず整理して文書で出していただけますか、じや。今はもうこれで結構です、どうせ堂々としています。

長、これは、この文書をやっぱりきちんと出して思つんですかね。

○委員長(藤井俊男君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(藤井俊男君) 速記を起こしてください

○政府参考人(松野仁君) 委員が御指摘のように、そういう急激にニーズが拡大して証券化市場で処理できないような事態になつたときに公庫がどういう対処をするのかについて、文書で後ほどまとめて提出させていただきたいと思います。

○櫻井充君 ありがとうございます。

そうすると、もう一つやつていかなきゃいけないのは、リパッケージなりなんなりということをして新たな商品を作つていかないと私はさばけて思つてますが、このよだな市場の拡大のために金融庁としてどうお考えなのか。それについて御答弁いただけますか。

○政府参考人(大久保良夫君) お答え申し上げます。

MBS市場を含む債券市場の健全な発展というものは非常に重要な課題と考えております。基本的に市場における需給バランスによつて発行量と価格が決定されているわけですが、ざいますけれども、その擇期においては既発債券が少ないので、その擇期においては既発債券が少ないために、投資家が債券価格を適切に判断するための必要な情報が必ずしも十分ではないというようなことが生じないように、様々な措置を取つて健全な発展を図つていく必要があるというふうに考えております。

したがいまして、今回、住宅金融公庫の新たな証券化支援業務におきましては、市場育成の観点から、均一の銘柄の証券を計画的、安定的、継続的に発行いたします買取り型スキームを先行実施するというふうに承つております。投資家がMBS

Sのリスク分析や投資判断を行えるよう、発行主体の十分な情報開示というようなものも重要な課題であるというふうに考えております。このよだな住宅ローンの債権の証券化につきましら、社債等登録制度上の登録請求ができるない期間を三週間から二週間に短縮するというような社債等登録法の施行令を改正いたしております。また、住宅ローン債権を含む指名金銭債権等の証券化につきまして、一つのSPCが追加的にこれら

の資産を取得して証券化を行うスキームの利便性向上を図るという観点から、流動化計画の記載方法を弾力化するというような措置を資産の流動化に関する法律施行規則の改正によりまして施行しております。

住宅ローン向けの資金調達が円滑に行われるよう私どもとしても取り組んできているところでございますが、今後とも住宅ローン証券市場化の育成を通じまして、住宅ローンの円滑な供給を促すという観点から、国土交通省との連携を図りつつ的確に対応してまいりたいというふうに思つております。

○櫻井充君 ここはきちんと連携していただかなとい、債券市場が今どういう状況になつていてのかとか、その辺のところは十分分かつてないんだろうと思つんですね。ですから、きちんとした形で連携していただきたいと思います。

それから、ちょっともう時間がないので、あ

と、せつかく今日は日銀の方に来ていただきたいので、私、冒頭申し上げましたとおり、今の超低金利のために、このような商品を今売り出してしまつた後に、じや売買できるかというと、この後金利は下がることはほとんどないと思いますから、上がる一方であるとすると元本割れをしてしまうわけです。となつくると、三十五年という

それでも、全体としては経済全体の活力を高めていくために現在の金融緩和を行つていくことが

とてもじゃないけれども買えない商品になつてしまふわけですね。

これは、いざれ民間の方々がと、私にレクを取つて、金利政策というものの弊害というのはこういうところにも実は出てきているわけであつて、今後、ゼロ金利政策をどのようにお考えなのか、そ

うんだと思うんです。そういう意味において、ゼロ金利政策といつもの弊害というのはこういうところにも実は出てきているわけであつて、今後、ゼロ金利政策をどのようにお考えなのか、そ

うんだと思うんです。そういう意味において、ゼ

ロ金利政策といつもの弊害というのはこういう

ところにも実は出てきているわけであつて、今

後、ゼロ金利政策をどのようにお考えなのか、そ

うんだと思うんです。そういう意味において、ゼ

ロ金利政策とい

必要であるというふうに考えております。

とだと思います。したがいまして、金融緩和だけ

すので、公庫の言わば保証対象もその八割の部

○参考人(吉井一弥君) リスク管理についてのお

○櫻井充君 今衆議院で議論されていますけれども、保険業法の改正というのも実を言うとゼロ金利改定の年月であるつけて二年、在どらば生

な努力をしていくといふことだ。シンドレインは思つております。

（松井秀君）「お詫びの部分に附記されることが多いですが、仮にで
すよ。それは、五千万円の物件で五千円もしくは五千五百万円の融資を
してしまいます。この場合、この

るとおり金利が安いですから、本来であると研究されてゐるところでは、金利が安いから、本業である企業も延命してきたのかもしれないわけです。それを銀行が選別して、意図的にあなたの企業はという形で今破綻処理をやってきている現状から考えてくると、本当に一つ一つしゃつていてるような形のゼロ金利政策がいいのかどうかというのを改めて考えていただかなきゃいけないんじゃないだろうか。

○櫻井充君 セレッ金利政策としないのは無期間でやるものであつて、こんな長期間やるものじやないんじやないんでしようかと私は思います。
それから、日銀で金融緩和政策を行つていると言つていますけれども、マネーサプライ自体増えているわけではありません。一時的に〇・二五に引き上げたときにもマネーサプライが変わつていて

○政府参考人(松野仁君) 今お答えしましたように、買取りの対象となる部分は八割以下の部分になります。したがいまして、それを超える部分につきましては証券化支援の対象外の民間の独自ローンになるところでございます。

当然、その際も、公庫としては、全体を含めた返済率が問題のない返済負担率の範囲内にあると

その債権管理等につきましては、これまで金融公庫五百万件のデータを基にきちんとした体制ができるようマニュアル等の整備をして、各金融機関にもそこを周知していきたいと思っています。

るが、ここのこところにも日銀のゼロ金利政策の影

済みません。また本題に戻りますけれども、もう一つ、今回の正券ヒツ支援業務の中でも、取りう

として、保証を付ける際のリスクの軽減策としてどのようなものを考えていらっしゃるんですか。

ただきたいということを考えております。
○櫻井充君 最後に、この国の住宅政策というの
は、基本的に持家政策だつたんだと思うんです。
そのために住宅金融公庫が果たしてきた役割とい

ております。

には、頭金であるものとか、そういうものに関し

トの率も大変低いということもございますので、この公庫の言わば審査基準をそのまま基本的には当てはめていくことと、基本的にこは反対角

族も多くなってきたことを考えてくる。それからもう一つは、どんどん新しいものを作つて壊していけばいいという社会ではありませんから、中古市場の活性化とか、それから持家に比較して賃貸

安定になりまして、そこから、例えば銀行が貸出銀行でござるが、うるさいは、まことに資金調達を行つて行つていい、

買取りの対象となります住宅ローン、その融資率

でしょ」ということにしたないと見えます。
○櫻井充君 デフォルト率は、たしかにとり
ローンのように最初五年でしたつけ、六年まで
ローンの、五五年で返す。二年後で返す。二年後で
返す。

そういう意味で、私どもの行っています金融緩和は、金融市場の安定を確保しまして、その間に企業なりいろんな経済主体が経済の活性化に取り組んでいく、そういう環境を作っていくというう

を越える一割の部分につきまして民間が独自に審査を行つて、別途、これは安全であるというふうな審査をした上で、当該八割を超える部分について融資をするということはあり得るわけですが、当然公庫はその八割の部分だけ買取りをいたします

第十部 國土交通委員會會議錄第十七号

す。持家と比べますと、平均床面積、全国規模で見ますと、持家が百二十三平米でございます。借家は四十四平米ということで、大変ギャップがございます。

こういう状況を踏まえまして、賃貸住宅に対する施策を充実したものにしていきたいということです、公団が敷地を民間事業者に貸すということで民間賃貸住宅の供給支援事業を開始する。あるいは民間によるファミリー向け世帯あるいは高齢者は民間の支援、あるいは予算上の支援も実施していくといふふうに考えております。

また 中古住宅市場につきましても、御指摘のとおり、我が国は大変中古住宅市場が小さい、新規の市場に比べても十分の一程度の大変小さい規模でございます。欧米に比べますと、そこが大変対照的なスタイルになっております。したがつて、中古を含んだ住宅ストック全体の循環をしながら有効なストックを活用していくということで良好な住宅環境の保持をしていくべきだということで、中古住宅市場の活性化も含めて今後の住宅政策として考えてまいりたいと思います。

○山下八洲夫君 十分ぐらいしかございませんので、もう結論を端的にお尋ねさせていただきたい。二点質問させていただきたいと思います。

まず、証券化支援業務が開始されると、一つは、公庫の直接融資の住宅ローン、それから公庫の証券化支援業務の住宅ローン、それから各金融機関独自の住宅ローン、大きく分けてこの三点であろうかと思うんです。それで、融資を受ける方が窓口に行って融資の御相談をする、その場合、融資を受ける側にとつてどの住宅ローンが一番有利なんでしょうね。

「……」の二つの直接融資と証券化ローンの違いが一番大きいかと思います。

それは、民間独自のローンというのは、変動金利として、例えば当初三年とかそういう低い金利の設定が可能ですから、そこに着目して利用される方、つまり、返済期間が短い場合にはある程度低金利が例えば今のように続くのではないかといふうに思つておられる方はそれを選択される可能性があるでしようし、それから直接融資と証券化のローンでござりますが、当然、直接融資の場合は、こんなことを当初お考えになつて借りる方は余りいないとは思います、返済困難者対策というものが直接融資の場合はかなりのところまで実施できるということをございますが、民間のローンというこになりますと、返済条件の変更、つまり期間を延長するとか、そういうことは可能でございますが、改めて言わば税金をつき込まなきやいけないような金利の減免とか、そういうたところまではちょっと難しいのではないか、そういう違ひがあるということでございます。

○山下八洲夫君 民間の金融機関の場合は長期固定というのはなかなか難しいと思うんですね。そうしますと、証券化住宅ローンは長期固定というふうに理解しておいてよろしいんでしょうか。

○政府参考人(松野仁君) 今回の証券化支援事業による民間ローンというのは、前提として、買取り基準の中でも返済期間二十年以上ということで長期固定ということを前提に買い取るということですから、長期固定のローンだということをございます。

○山下八洲夫君 じゃ、次に移させていただきま

す。

私は、率直に申し上げまして、今後、特にこの法律が成立いたしましてスタートしますと、各民間の金融機関がなかなか長期固定、それに低利と付けばなお不可能だと思うんですね。そういうことを考えますと、国民、特に年収が八百万円以下の皆さん、こういう皆さんのが住宅金融公庫ローンを約九割活用されていたというようなことでござ

いまでの商品をもし抛出することができない、あるいは商品を提示することができないというような状況になりますと、本当に住宅を取得したい皆さんはなかなか住宅取得できないというような状況になると想いますので、今から正直言いまして公庫といたしましても直接融資の道筋をしつかりと検討しておいてもいいんではないかというような気がいたしております。それにつきまして、公庫とそれから大臣にお尋ねしたいと思うんです。その前に、なぜそういうことを申し上げるかといいますと、五月の二十九日、参考人質疑をさせいただきました。ここで社団法人住宅生産団体連合会副会長赤井士郎さん、経済アナリストの森永卓郎さん、京都府立大学人間環境学部助教授竹山清明さん、この三名の方から参考人質疑をさせていただいたんです。三名の皆さん方は、それぞれ今までの住宅金融公庫が担ってきたこの任務というのは大変高く評価をなさつていらっしゃいますね。大体三名もいらっしゃれば一人ぐらいは評価されない方もいらっしゃるんですが、三名とも随分評価をされたんです。いかにそういう意味では住宅政策で、それ以上に景気対策を含めて、あらゆる角度から私は住宅金融公庫は評価をしたというふうに思つます。

それで、私が申し上げるなんですから、参考人の発言を、速記録を読ませていただきますと、赤井士郎参考人は、結論先に申し上げますと、住宅政策を純経済政策だけで論ずるべきではないと、こういうことをおっしゃつているんですね。中身は、住宅政策を考えるときに純粹に経済政策で考えていいのか。フランスなんかの場合は住宅政策を雇用政策の一部として考えております。そういう大工職人の雇用問題がありますよ。日本だって三百万人あるいは見方によつては五百万人のこの住宅に関連する雇用というものを維持しているわけでございまして、この分を見逃してはいけない。純粹に経済政策なら、もう住宅は足りたのだから要らないということでいいのではないか

とも、まだ云々ずっと書いてありますし、大変詳
細をされているんですね。
あるいは森永参考人は、民間が長期、固定、低
利で代替できるのかと、簡単に言いまして、一
つは民間でできることを民間がしようというためには
重要な前提が二つ必要だということ。一つは、民間が
やつた方が効率になるということ、それから二つ
目は、民間が完全に今まで公庫がやつてきた長
期、固定、低利の融資をすることを本当に代替で
きるか、この二つが担保されなければならない、
こういうことをおっしゃっているんですね。これは
民間はできないとおっしゃっているんですね。
あるいは竹山参考人は、政府のやつぱり金利支
援が必要だと、このようなことをおっしゃってい
るんですね。今後証券化をやるにしましても、金
利が上がりりますと、多分それに応じて金利は上が
りますね、で、負担ができない可能性があると思
います。ですから、そういうところではやはり金
融公庫の制度にのっとった形で、五・五%ぐらい
の金利になるよう政府の支援は必要であろうとい
うふうに思いますと。
中にはまだいろいろといふことをたくさんおつ
しゃっていますけれども、時間がありませんので
もう読み上げませんが、こんなに高く評価されて
いるんです。
そういう中で、この住宅政策というのは、一つ
住宅政策だけではなくて、日本のまちづくりの政
策にもなりますし景気対策にもなりますし雇用対
策にもなるんですね。だけれども、現実に年収八
百万円以下の皆さん方が住宅を購入することがで
きなくなつてくるということになれば、景気対策
にもあるいは雇用対策にも大きく私は変化を生じ
る、そういうふうに感じます。
そういう中で、冒頭申し上げましたように、特
に年収八百万円以下の皆さん方が長期固定の、せ
は、住宅金融公庫が出動するぞというようなこと
も今から準備をしておいた方がいいと思います

が、公庫と大臣にお尋ねをいたしまして、質問を

○参考人(吉井一弥君) 金融公庫といたしましては、本法案によりまして創設されます証券化支援事業のまず定着を図っていくと。特殊法人改革の趣旨を踏まえて、民間にできることは民間にということでやつていくことがまず肝要だろうと思つています。

ただ、しかし一面住宅金融の現場を預かる立場といったましましては、国民の長期にわたる生涯設計に十分こたえられるような、国民にとって本當に安心できる金融システムというものが整備されていることが重要であると思っております。

す直接融資の扱いでございますが、先生もただいまお触れになりましたが、当委員会のこれまでの御審議でござりますと参考人の方々の御意見等を私ども拝聴しながら、やはり証券化支援事業によりまして民間から長期固定のローンが本当に選別なく大量に提供されているかどうか、またあるいは高齢者の居住の安定それから密集市街地の整備等のいわゆる政策的課題に十分民間だけで対応できるのか、民間で対応できないことがないのか

というようなことを十分含めて、その際に御判断いただけるものというふうに思つております。また、どのようにことになりましても、公庫としては対応できますよう万全の体制は取つていただきつております。

○國務大臣(扇千景君) ここまで論議をしてまいりまして、私も何度も申し上げておりますけれども、少なくとも今まで千八百九十万戸、そして戦後の住宅政策というものの三割を担つてきたといふ、しかも今、山下議員がおっしゃったように、八百万以下の収入の人たちにとつてこの公庫の果たしてきた役割、そして公庫が少なくとも全体の八四・六%、民間は四八・四%ということで、公庫の役割を今まで数度にわかつて皆さん方と御論議し、なつかつ今公庫に融資をやだねている人たちに、私は總理に、この改革法案をすると、民に

ゆだねるものは民にゆだねるといったときに、まず今公庫を利用している人たちに不安を与えないということが私たちには保障できるような、私は安心、安定を与えることが第一であるということを、まずこの法案のときに總理にもそのことを申し上げました。

また、ここで今御論議いただきましたように、

少なくとも今借りている人たち、そして住宅ローンの貸付け自体は民間の金融機関が行いますけれども、公的な機関としての公庫がこれを債権として買い取ってそして証券化するということなど、今までの民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援しようというのが本来のこの法案の目的でございますので、あらゆる点において、ムチはございません。

て和たちは住宅ローンに専門的に取り組む
ということの関係の中で、一番最初この法案を審
議し始めましたときには、長期固定の金利の住宅
ローンについて、以前はこれはちょうど三社しか
なかつたんですね、あのとき。それが今この住宅
ローンを民営化して、民にゆだねるものをゆだね
るといって、今既に十数社手を挙げて、図つてお
ります。

ただ、おつしやつたように長期固定といううこと

で引っ掛かる面は、かなり今いろいろな銀行によつて差があります。五年間はいいけれども五年

先は急に上がるとか、十年度まで良くて十一年から上がるというようなものもありますけれども、少なくとも十数社に増えてきたと。しかも、公庫によります証券化支払業務を前提に長期固定の金

利の住宅ローンの提供を行うノンバンクが設立するというようなことまで広がつてまいりましたの

で、私は今までここで講習されました不安というものなくすような、それぞれの民間は一番信用が第一ですから、幾らしても、お客様がなければ民間が手を出さないつてそれは可もなりません。

ですから、先ほどからも櫻井議員がおつしやつたように、そういう不安、最悪のときにはどうするんだという、そういう不安も私は民間に与えないうように、そしてそれぞれの民にゆだねるものは

ゆだねて、本当に民間が競争して国民の借りたい人たちの夢を与えることが、今までの住宅金融公庫に代わって私は成し得るように、新たな二十一世紀型になつていただきたいと思つておりますし、いずれにしましても、この選択なき融資とそれから住宅の質の向上、そして災害、まちづくり等々の支援等々は民間で含めた住宅金融公庫全体として引き続き私は達成されなければならないと思つておりますので、最終的にはこうした観点から、公庫の廃止と独立行政法人の際に、法人化の際に、民間の金融機関の業務の状況を見極めて融資業務の取扱いの私たちは判断をすることにしておりますので、是非今御論議いたいでおりますことは、今後に私たちも充実を期していくために努力していきたいと思つています。

○ 続訓弘君 公明党の続でございます。
ただいま審議しております住宅金融公庫法及び
住宅融資保険法の一部を改正する法律案の審議の

ために、ただいま山下委員も触れられましたように、五月の二十九日、本委員会は、参考人社団法人住宅生産団体連合会副会長赤井士郎さん、経済アナリストの森永卓郎さん、京都府立大学の人間環境学部助教授の竹山清明さん、このお三方においでいただきまして、議論をさせていただきました。それを踏まえながら数点伺います。

十四分ごろ、宮城県沖を震源とする地震の被害に対し、住宅金融公庫はどのような対応を取られるのか。あわせて、三宅島の火山活動が今までに收まらず、島民の避難生活は長期化を余儀なくされておりますが、これらに対し、今までどのような措置を取られ、今後どのような措置を取るつもりか、まず御説明ください。

○参考人(井上順君) お答えいたします。
まず初めに、今回の宮城県沖地震に関するこ
とでございますけれども、今回の宮城県沖を震源と
する地震により被害を受けた方が住宅を補修した
り新築したりする場合の融資につきましては、五

月の二十七日から当該地域にある公庫融資取扱金融機関で融資の受付を行つておりますし、当公庫の東北支店におきましても相談窓口を設置しているいろいろ相談に応じているところでございます。また、この場合の融資条件でございますが、通常最も低い金利でございます基準金利を適用しまして、なおかつ融資率につきまして、通常は工事費の八割というふうなことでやつておりますが、この災害の場合には十割まで融資を行うというふうなことで行わさせていただいております。また、公庫融資を利用されている方に對して返済方法に関する相談を受け付けておりまして、必要に応じまして返済方法の変更などの措置を取ることにしております。また、公庫融資を利用されている方の中で公庫の特約地震保険に入つていらっしゃる方につきましては、できるだけ速やかに保険金の支払を行うよう努めているところでございます。

次に、三宅島付近から新島、神津島付近にかけての地震及び噴火による災害についての御質問でございますが、公庫は、三宅島、新島、神津島の災害により被災された方に対しまして、災害救助法の適用に伴いまして、平成十二年の八月三十一日から災害復興融資の受付を行つております。また、平成十五年三月末日までに八件、金額にして一億四千万円の融資を行つてございます。現在、三宅島において公庫融資を利用されている方は三十九名いらっしゃいますが、これまで八名の方について返済期間の延長あるいは据置期間の設置などの特例措置を実施しております。皆様方の立ち直りの支援をしているところでございます。

こういうことをやつておりますが、現在、島外への避難を余儀なくされていることが長期化していることから、特例措置を適用している方への返済相談を通じまして、現在適用しております特例措置の延長が必要であるというふうに判断される場合には、主務省とも相談いたしまして前向きに検討してまいりたいと、こういうふうに考えていいところでございます。

○統訓弘君 いろいろ細やかな対応、誠にあります。

先日の参考人質疑の中で、三人の参考人はそれぞれ、平成十九年三月末日までに住宅金融公庫が廃止された後、民間金融機関だけの融資では、ただいま御説明がございましたような特別の事態が発生した場合、適時適切な対応が取れないのではないかという趣旨の意見が述べられました。この意見に対し、国土交通省としてはどのように考えておられるのか、お答えください。

○政府参考人(松野仁君) これまで住宅金融公庫では、災害時の緊急的な融資といたしまして、滅失あるいは損傷した家屋の復旧に必要な資金を財政融資金並みの低利、つまり財投金利並みの低利で融資するとともに、災害により支払が困難となつた公庫利用者に対して返済条件の緩和枠を実施してまいつたわけでございます。

一方、本年度から実施する予定の買取り型証券化支援事業は、民間住宅ローン債権を公庫が買い取るということで、公庫がその債権の所有者になるということです。災害等により返済が困難になつた方に対する返済期間の延長等の返済条件の変更を行うということを考えております。

こうした災害時の対応につきましては、民間金融では困難な分野でございまして、今後とも政策的観点から、何らかのセーフティーネットとしての対応が必要とされる分野につきましては、今後、民間金融機関による対応の状況、あるいは他の政策手法による代替可能性等を勘案しますと、直接融資として公庫が引き続き存続させる分野ではないかということは十分あり得る議論だと思います。

いずれにいたしましても、五年たつたときの民間金融機関のローンの状況等を見て、最終的に独立行政法人にどういう機能を持たせるかということを考えます。

とをしっかりと見ていくべきだというふうに考えております。

○統訓弘君 山下委員も先ほど触れられましたけれども、三人の参考人は、住宅金融公庫の廃止に関する平成十三年十二月の閣議決定は承知の上で、それぞれの意見を次のように開陳されました。

これは私なりに要約いたしますと、まず第一、これまで金融公庫が我が国の住宅政策に多大の貢献を果たしてきたことを高く評価する。第二、現在我が国の民間住宅は量的には充足しているが、住宅の質的な充足はこれからだ。第三、二十一世紀の住宅政策は、環境面、建築文化、住宅文化の創造面や、百年の定期借地権など長期対応型のアプローチが必要だ。第四点、五年後の証券化は、日本の金融市場の現状から見た場合、不可能に近いと思われる。第五点、これから国民ニーズから考えても、直接融資は残すべきだ。第六点、国からの相当の支援がない限り、民間金融機関に固定、低利の融資は期待できない。第七点、住宅金融公庫問題は、単なる財政金融政策としてどちらに問題は政治の場で審議を尽くして解決してもらいたい。以上が私が要約した八点でございました。

そこで、扇大臣に伺います。ただいま三人の参考人の御意見を私なりに八点に要約して申し上げましたが、これに対する感想をまず伺い、その上で、この問題に対する扇大臣の基本姿勢についてお考えを承りたいと存じます。

○國務大臣(扇千景君) 今、統議員から三人の参考人のそれぞれの御意見を八点にまとめて要約をして御披露をいただきまして、ありがとうございました。

また、少なくとも、三人の参考人の皆さん方から、冒頭に統議員が言つてくださいましたように、住宅政策において質の誘導とかあるいはまち

づくりに多大な貢献をしてきたということに対して公庫の評価をしていただきたいということにも私は心から御礼を申し上げ、公庫もそう言つていただけることにはとどいているだろうと思いますけれども、その後の問題で、少なくとも住宅金融公庫、先ほどからお話をございましたように、昭和二十五年に創設して以来、戦後の建築されました住宅の約三割、これを占めるということを先ほど申しました。千八百九十万戸の住宅に対して融資を行つてきて、なおかつ年収八百万以下の皆さん方にとつて夢を与えてくれたということに関してもは、私は大変有り難かったです。

また、皆さんがそう言つてくださること自体が良かつたと思いますけれども、問題はやっぱり、後、バリアフリーだとかあるいは省エネルギー化をしなきゃいけないという、住宅の質の向上といふものも大きく私は二十一世紀型に変えていかなければならぬといふこと、瀬戸際に来ているんだからうと思いますけれども、一方で、今おっしゃいましてはならない、社会政策、労働雇用政策としてどちらに問題は政治の場で審議をして解決してもらいたい。以上が私が要約した八点でございました。

そこで、扇大臣に伺います。ただいま三人の参考人の御意見を私なりに八点に要約して申し上げましたが、これに対する感想をまず伺い、その上で、この問題に対する扇大臣の基本姿勢についてお考えを承りたいと存じます。

○國務大臣(扇千景君) 今、統議員から三人の参考人の御意見を私なりに八点にまとめて要約をして御披露をいただきまして、ありがとうございました。

また、弱者の救済のためにも直接融資は残すべきではないかという疑問点も赤井議員から言われたということ、これも今要約していただきました。

ます。ですから、それを、その期間を要したということから考えれば、アメリカの先例に学んで、私たちには既に資産担保保証を発行した実績を持つ住宅金融公庫が証券化の支援業務というものによつて積極的に証券化市場の形成を図つていくことは、私は今後大事なことだと思つておりますので、速やかにこの育成が有効であるように、私たちも指導もし、見守つてもいきたいと思います。

また、セーフティーネットのお話をございました。大変セーフティーネットということが、直接融資を残すべきかどうかということにつきましても、私たちは、独立行政法人設置の際には、証券化支援事業を通じて、利用者のニーズに応じた長期固定の金利の住宅ローンが安定的かつ十分に供給されているかどうか、そういうことも私たちは、国民各層に對して選別なく住宅の取得に必要な資金供給がなされているかということ。

また、先ほど話に出ました災害等、まちづくりといふものに関しましても、融資が十分に確保されると考えておりますので、いずれにいたしましても、今後の住宅金融公庫の改革につきましては、今回、今御披露ありました八点に上つてまとめた御意見とか、あるいはこの委員会における審議つきましては、今も赤井参考人が、御披露ございましたように、五年間で証券化市場は大きくなりませんでないかという疑問点も赤井議員から言わわれたということ、これも今要約していただきました。

また、弱者の救済のためにも直接融資は残すべきではないかという森永参考人の御意見も今、統議員が要約をしていただきました。

確かに、証券化市場の育成につきましては、私は、先ほども話が出ましたように、米国においては証券化による長期固定金利の住宅ローンが十分に供給されるようになるまで、先ほども約三十年という話が出まして、現実に三十年掛かっており

ます。ですから、それを、その期間を要したといふことから考えれば、アメリカの先例に学んで、私たちには既に資産担保保証を発行した実績を持つ住宅金融公庫が証券化の支援業務というものによつて積極的に証券化市場の形成を図つていくことは、私は今後大事なことだと思っております。

次、第四点は、今後は既存の住宅ストックを活用し、必要に応じて住み替えていけるような環境を整えることが住宅政策上重要な課題であり、先日の参考人質疑においてもその重要性が指摘され

ました。中古住宅市場の活性化は喫緊の課題であると考えますが、証券化支援事業でも中古市場を対象として取り組むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(松野仁君) 委員の御指摘のとおり、中古住宅市場の整備というものは大変重要なございます。我が国がこれからストック全体を有効に活用していくことが住宅政策としても最大の課題の一つでございます。

そういった意味で、今回の証券化支援事業も、今後中古住宅もそれを視野に入れていくべきであると思いますが、取りあえず、十五年度から開始いたします買取り型につきましては新築住宅を対象にしてスタートするということでございます。

これは現在の住宅金融公庫が既に実施しております資産担保証券、これは住宅金融公庫の自らの直接融資の資金として調達しておりますが、ここにおきましても新築の個人住宅を対象の債権についております。これは、中古住宅がまだ統一的な評価方法が十分に整備されていないということがございまして、その証券の、そうした中古住宅の債権に対する証券の格付がどうなるのかという不確定要因がございますので、今のところまだ見合させておりますが、その評価手法が十分に整備されました段階ではこれは当然中古住宅もその対象に考えていくべきということで、前向きにそのことについては検討していきたいというふうに考えております。

○続訓弘君 第五問は、民間金融機関では、住宅ローンの貸付けに際し、職業や勤務先だけで融資を拒絶する、いわゆる融資選別が行われていると聞きますが、証券化支援業務において民間金融機関が融資選別するということはないのか、どのようにならこうした融資選別を回避できるのか、このことについてお答えください。

○参考人(吉井一弥君) 証券化支援事業は、長期固定金利の住宅ローンを民間から金融公庫に代わりまして供給することを支援しようということででき上がるものでござります。

また、いわゆる融資選別と申しますか、職業、勤務先等による不合理な融資選別を未然に防止するというふうな観点から、個別の民間金融機関と証券化支援事業の開始に当たりまして契約を結ばせていただきますが、その際に、合理的な理由のない融資選別は行わないことといったような条件を付しまして公平な融資を求めていたと思つております。この契約に基づきまして十分な指導を行つてまいりたいと思います。

先ほども申しましたが、改善の見込みのない民間金融機関につきましては、最終的には契約の解除もあり得るというふうに思つております。

○続訓弘君 第六問は、現在、住宅金融公庫の直接融資では、返済が困難になった方に対しても返済期間を延長するなどの返済困難者対策を行つておりますが、証券化支援事業の対象となる住宅ローンについてはこうした返済困難者対策は講じられるのかどうか、この点もお伺いします。

○参考人(吉井一弥君) いわゆる買取り型の証券化支援事業におきましては、民間住宅ローンの債権を住宅金融公庫が買い取ることによりましてその条件の変更等につきましては、基本的には直接融資と同様の対応を取るようと考えていてござります。

○続訓弘君 第七問は、平成十九年三月までに住宅金融公庫が廃止され新たな独立行政法人が設置される際に、独立行政法人が直接融資を引き続き行うか否かを判断する上でどういった点に留意する必要があるのか、考え方を伺います。

がいまして、したがいまして、公庫が民間住宅ローン債権を買い取るに当たりましては、現行の公庫の融資基準と同様の買取り基準を定めることとしておりまして、これまでの公庫融資同様、広く国民の皆様方に御利用いただけるものと思っております。

また、いわゆる融資選別と申しますか、職業、勤務先等による不合理な融資選別を未然に防止するというふうな観点から、個別の民間金融機関と証券化支援事業の開始に当たりまして契約を結ばせていただきますが、その際に、合理的な理由のない融資選別は行わないことといったような条件を付しまして公平な融資を求めていたと思つております。この契約に基づきまして十分な指導を行つてまいりたいと思つております。

しかし、条件がかなり変わつてしまいまして。もう戸数としての住宅はほぼ満たされたわけでございます。これからは質の問題になつてしまります。それから、住宅を構成しておる町といったもの、この町が見劣りする、あるいは環境の問題等、と対しては融資をしない、こうした社会政策としてやつてきた、その役割は大きく評価されています。

そこで、私は、今の国の住宅政策とこの法案にかかる私なりの要約を申し上げました、これに対しても、真剣に受け止め、今後の政策に反映するといふことをおつしやつていただきました。是非このことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございます。

私は、今の国の住宅政策とこの法案にかかる問題として質問をさせていただきたいと思います。

初めに、事実関係からお聞きしたいと思うんですけれども、住宅金融公庫の中で最大の比重を占める個人住宅への融資件数が二〇〇一年度は四十二万二千戸ですね。昨年度は三十七万六千戸、そして今年度は二十三万八千戸となつていて、二年前に比べて約半分に今年度減少しているわけですが、これは政府が政策的に減らしている数字なのかな、それとも融資希望者の推移に対応したものです。需要予測、需要を反映した数字なのか、まず説明をいただけますか。

○参考人(吉井一弥君) お答え申し上げます。

先生ただいまおつしやいました数字は、個人住宅の各年度の計画の戸数でございます。ただいま先生おつしやいましたように、十三年度四十二万戸から十五年度は二十三万戸余となつております。これは、一つには特殊法人等整理合理化計画によりまして公庫融資の段階的縮小を進めるといふことに沿つたものでございますが、また一面、所得、雇用環境の悪化等を背景に住宅取得のマインドが停滞していること、また、低金利が長期間

命令とも言うべきやり方で閣議決定されたということの御答弁を何度も聞いてまいりました。本法案が住宅ローン債権を証券化するという政府の説明が一〇〇%うまくいつても、国民の住宅取得に対する公庫融資が果たしている役割のある程度が継続されるだけで、取得可能、つまり支払可能な住宅の供給を拡大するよう努力するという政府の責任を明らかにした宣言の内容とは、私は努力の方向が逆ではないかと思うんですね。しかも、この証券化さえ短期間にうまくいく可能性などほとんどありません。

この宣言の方向から後退するような危険性が含むこの法案に私は非常に危惧を持つておりますが、国土交通省としての見解がありましたらお伺いいたします。

○國務大臣(扇千景君) 今、大沢議員がこのハビタットの話をなさいまして、私も、今手元にこのハビタットのものを持っておりますけれども、和訳したものを持っております。元々、ハビタットというのは居住という意味で、これはラテン語でございます。

それから、今、イスタンブール宣言の一部を大沢議員が言われまして、少なくとも土地や資金へのアクセスが促進されて取得可能な住居を拡大するよう努力するといふわゆるイスタンブール宣言、これも今お読みになつたとおりでございますけれども、今回のこの導入します証券化支援業務、これは、少なくともこの事業に関しましては、短期の預貯金というものを原資とするという民間金融機関では供給が困難であるという、そういう長期あるいは固定の金利の資金を大量に供給するというもので、公庫の信用力等を背景にしまして証券化の仕組みを導入するということは先ほどからも御議論があつたとおりでございます。

そういう意味では、民間金融機関においても私は、長期固定金利の住宅ローンを供給できるようするというもので、これによって国民の住宅金融に関する私は逆に選択肢が広がっていくのではないかと、そう思つておりますので、住宅供給

拡大にこれから役立つということでは、今おつしやつたこのイスタンブール、ハビタットの、ハビタットⅡのイスタンブール宣言には、私は理念に沿つているとこれは思つております。

ただ、今後市場が効率的に機能するようにするということでは、あるいは取得可能な住宅の供給を拡大するということに関しては、最大限の注目と、あるいは我々も見守つてていくということ自体は先ほどからの御論議出しておりますけれども、だからといってハビタットに、イスタンブール宣言に違反しているということにはならないということだけは御理解いただきたいと思います。

○大沢辰美君 私は、全く違反しているという意味じゃなくて、今、本当に、支払可能な住宅を取得する可能性を生み出すことを目をつむつてしまふのではないか、逆の方向へ行くのではないかという心配をしているわけですから、是非、やはりこの国連という最高の機関の中で宣言をされたこの理念というのは日本の住宅政策にも生かしていただきたいということを強く申し上げて、次の質問をさせていただきたいと思います。

先ほども、この法案と災害問題についての質問があつたわけですが、その具体的な問題で私はお聞きしたいと思います。

災害被災者の住宅ローンの問題なんですけれども、衆議院、参議院を通じての審議の中でも、国土交通省も、そして参考人で出席した銀行関係者もで、参考人(井上順君) 当公庫が阪神・淡路大震災などの災害により滅失、損傷した家屋の復旧のために、住宅の建設、購入あるいは補修を行う方に対しまして災害復興融資を行つてるのは御存じのとおりでございますが、過去十年間の融資実績、これは申し訳ありませんけれども、それぞれの区分というのはちよつと現在ございませんが、過去十年間の実績として、七万三千七百八十八戸、それで、うち阪神・淡路大震災に係る実績は七万六百七十八戸というふうになつております。また、この災害復興住宅融資の条件でございま

うような対応はなかなか困難ではないかというふうに思います。

大規模な災害に対する融資につきましては、平成十五年二月の全国銀行協会の提言におきましては、民間金融機関では対応が困難なものとされているところでございます。

○大沢辰美君 ということは、証券化してもできない、災害対策はできないということなんですね。○政府参考人(松野仁君) 証券化支援事業のような仕組みの融資では、今申し上げましたような災害対策は直ちには実施できるものではない、それ以外のやはり政策的な措置が必要だというふうに思います。

○大沢辰美君 じゃ、事実関係をもう一度聞きましたいと思うんです。

現在、住宅金融公庫の災害復興住宅融資について、制度の概要、先ほども少し述べられましたけれども、融資の条件、金利、償還期間、これまでの実績、阪神・淡路大震災も含めて災害の被災区たまきたいということを強く申し上げて、次の質問をさせていただきたいたいと思います。

先ほども、この法案と災害問題についての質問があつたわけですが、その具体的な問題で私はお聞きしたいと思います。

災害被災者の住宅ローンの問題なんですけれども、衆議院、参議院を通じての審議の中でも、国土交

通省も、そして参考人で出席した銀行関係者もで、参考人(井上順君) 当公庫が阪神・淡路大震災などの災害により滅失、損傷した家屋の復旧のために、住宅の建設、購入あるいは補修を行う方に

対しまして災害復興融資を行つてるのは御存じのとおりでございますが、過去十年間の融資実績、これは申し訳ありませんけれども、それぞれ

の区分というのはちよつと現在ございませんが、過去十年間の実績として、七万三千七百八十八戸、それで、うち阪神・淡路大震災に係る実績は七万六百七十八戸というふうになつております。

また、この災害復興住宅融資の条件でございま

すが、いろいろと有利な点はあるわけでございま

すけれども、例えば対象となる住宅の床面積の要

件が緩和されている、あるいは金利が、今、住宅

戸、それで、うち阪神・淡路大震災に係る実績は

七万六百七十八戸というふうになつております。

また、この災害復興住宅融資の条件でございま

すが、いろいろと有利な点はあるわけでございま

すけれども、例えば対象となる住宅の床面積の要

件が緩和されている、あるいは金利が、今、住宅

戸、それで、うち阪神・淡路大震災に係る実績は

七万六百七十八

住宅再建については非常に不安を持つているわけですね。

金融分野が新しい制度を作り、三井住友銀行などと並んで、阪神・淡路の場合は特例で五年据置きという制度もあつたわけですが、そういう制度はこれまで証券化、この法案が改正されることによって適用

○政府参考人(松野仁君) お尋ねのように、証券化支援事業による民間のローンにつきましては、これは今まで公庫に対して国が財政支援をしてまいりましたような、そういう特別の措置は実効性がないと考えております。通常のローンの債権回

○大沢辰美君 結局こういう、今までの被災者たちですが、これから発生する被災者の人たちが貰い取るところが証券打交換事業の基本であります。

住宅を再建する場合、今度の法改正によってこの適用が受けられないということになるということを今言われたわけですが、これは大変な法改正に、法改正というより法改悪になると思うんですね

けれども 私は、阪神・淡路大地震のときに給付金をもらいました。今も住宅が再建できなくてお金が借りれなくて困っている方たちがいらっしゃるわけで、住宅金融公庫すら借りれない状況になつていて、

宅がつぶれ、また再建して、借りたけれども、今一戸住宅で、そうですね、二重口一円で苦しんでいる人は大体三千百二十万円ぐらいの負担をしてしまつてゐます。

千九百四十万円の二重ローンになつて苦しむでいるわけですが、今までの住宅金融公庫の制度を利
用してもこういう状態で苦しんでいるわけです。それは公内は支援がばかりでない結果がこ
そ

は、決して災害国の中として、住宅政策としても、災害を受けた住宅再建においても考えられない私は改悪だと思いますが、大臣、本当にこのことなるという実態をこれから作られるということ

〇國務大臣(扇千景君) 災害に対する特別融資の実況、実績というものを今私も手元に表を持っておりますけれども、この三年間だけでも、今お話を出ましたように、有珠山があり、あるいは三宅島があり、大雨による災害ということで鳥取西部の地震があり、そして芸予地震もございました。そういう意味では、今お話を出ましたように阪神・淡路大震災、手元にありますのは七万六百七十八戸という特別融資もいたしておりますけれども、少なくとも災害時の緊急融資といった民間金融では対応が困難な融資、そういうものも私は、必要な住宅資金を供給するという機能を果たしてきたということは今も御論議があつたとおりでございますし、またそれらを実行してきたというのが住宅金融公庫でございますし、政府でもございます。

今後も、この政策的な観点から、今おっしゃつたように何らかのセーフティーネットが必要であるという分野については、私は民有金融機関によります対応の状況、そしてまた他の政策手段、そういうもので代替の可能性を勘案すれば、直接融資として引き続いて存続させる分野があるといふものは私は考えられるべきだらうと思つてします。

けれども、いずれにしましても、こうした金融業務を、公庫に代わって設置される独立行政法人というものを存続させるか否かは、私はこの法人の設置の際に民間の金融機関の業務の実況あるいは実施状況、そういうものを踏まえて私は最終的に決断されるものであろうと思いますので、こういう御論議を踏まえて、我々は今後五年間でこの民間の金融機関の独立行政法人設置の際の条件と必ず確保していくと、少なくとも今のレベルは確保していくということを私は確認したいと思うんです。
ですが、いかがでしょうか。

いいますか、そういうものをどの程度入れられるとか、また五年後にはどうするのかということをもう守りながら、私はその必要性を存続できるようみんなで努力するべきだと思って、認識的にはそういう観念の下に指導していく、また見守っていただきたいと思っています。

○大沢辰美君 今、何らかの形で引き続いとといふ言葉も、必要性、存続ということも言葉には出てきたんですけども、私はやはりこの法案を審議する以上、その担保というものをここで確認できることが法案の審議の大きな課題であると思つてゐるんです。

繰り返しますけれども、やはり閣議決定をされ
て、融資業務について民間金融機関が円滑に業
務を行っているかどうかを検査して独立行政法
設置の際に最終決定するということになつていま
す。

すけれども、私はこれは検査するまでもなく、災害の関連、融資については民間銀行の当事者の方にも対応できないと先日の参考人審議の中でも申し述べていますし、行政の答弁にも、また大臣の答

弁にも出されているわけですが、私は新たに設立するやはり独立行政法人の業務として残すのか残さないのか。今、答弁は非常に、ああ、そういうふうになるのかなという感じは受けましたけれど

も、確認ができません。あいまいだと思うんですね。だから、私は、公庫の廃止を前提にしたこの法案を国会に成立させようというのは、災害への対応、また危機管理への対応ということから見て

も国民に対して余りにも私は無責任だと思うんです。

○國務大臣(扇千景君) 災害というものは、住宅金融公庫のみならず、国自体が災害列島と言わねばなりません。そのことをもう一度強く求めたいと思います。

も、これはすべての政府の責任として災害というものに対しても政府がどうあるべきかということは根本問題ですから、私は住宅金融公庫だけにそのことだけを保障するということではなくて、私はそれが大原則というものがある以上、私はそれらすべてに関して配慮されるというのは、政府としては責任持つて災害対応というものはいつもしているわけでございますから、今まで、このことだけではなくて、今三年間の例を申しましたように、あらゆるところで災害が起きます。しかかも、これは住宅のみならず国全体の災害としても、あるいは国土交通省管轄だけでも陸海空でござりますから、そういう災害に対しては内閣として国として安全、安心を保障するというのは当然のことですから、私は、金融公庫のみならず、災害の対応というものは内閣として責任持つて対応していくという原則だけは、是非国民の皆さんに安心していただけるような対応をするべき責務があると認識しております。

住宅金融公庫法の改正はおかしいというふうに思つていらつしやるようなのに、なぜか閣議で決まつたのが暴走しているというのは、私は日本の政治の仕組みから考えてどう考へてもおかしいと思うと。委員の先生方は国民に選ばれているんですけど、是非今後の審議の中で国民のことを思つた法改正を是非お願ひしたいと。参考人の人が迷うぐらいですから、これはなかなか難しい法案だなど、こう思つんです。

私は、いつも基本的なこと、基本が大事だと、何をやるにしても。そういうことから考へると、まず少子高齢化時代、もうこれ以上借金を子供たちに残していいのかという問題がいつも私は、何の委員会でもここでもそうですけれども随分申し上げてきたんですね。議事録をちょっと見てみたら、二〇〇一年五月と二〇〇一年の十一月にこの問題を取り上げて質問しているんですね。

どうぞ、私は、総理が言うように、民間でできることは民間にやらせると。どうも私はこの国を見ておつて、すべての政策でも何でもそうですが、各省庁とも、これ社会主義の国かなと。これが自由主義ですよね、我々の国は。これが基本にしつかりしたものないと、議論があつち行つたりこつち行つたりする。ですから、私は、政府は余りタッチすべきでない、しかし、どうしてもできない部分というものはそれは別に考えればいいんであって、もう基本的にはそういう考え方を実は持つております。

民間でできないから国でやるということは、リスクが大きくて赤字になる危険が高いから国がやるということでしょう。この世の中にただいうのはないと私はいつも言つてます。だれかが負担してだれかがやると。ですから、いろんな意見の中で、そう、やれやれというのは分かりますけれども、この間も委員の皆さん方に言つたんですけれども、いろんな負担をさせられているというのは、これ税金で負担していますから、家建てない人たちも負担したので低利固定の長期の融資をするということは、これは私はどう見てもおかし

い。だから、所得がうんと低い人、そんな人に無理して家建てさせて、それで後で払えなくなると。公営住宅だつて二百億ももう払つてないといふ。いろいろ起きてきているんですよ。その負担など、こう思つんです。

私は、宮澤大蔵大臣にバランスシートでやつてみてくれと言つた。予算委員会と議論というものをしていかなきやならぬなど、こう思つんです。私は、宮澤大蔵大臣にバランスシートでやつてみてくれと言つた。それで、二年はやつてくれたけれども、六百兆幾ら。連結決算やらなきや分かりませんよと言つたら、いや、連結決算、三年目出したのは八百六十九兆円でしょう。これ見たつて、私一人が、国と青森県と八戸市の借金合わせると八百三十四万円ですよ、一人。四人家族だつたらどうなりますか、これ三千三百万も借金しているということを知らないんですね。私が。だから、私はうるさいことを言つてください。

赤字と申しますか、この補給金は、誠に恐縮でござりますが、国の政策目的に沿つて長期固定の低利融資を行うために、調達金利と貸付金利の金利差等の経費を補てんする目的で一般会計からちょうどいしているものでございまして、また交付金は、過去の財政負担の平準化、あるいは低金利を背景とした異常な繰上償還の増大に対応いたしまして後年度に損失金を繰り延べたものでございまして、いわゆる赤字というのとは若干異なるのではないかと思つております。

○参考人(吉井一弥君) 収益構造の赤字といふ

とで、先生の御質問の趣旨は補給金の状況だろ

うと思います。補給金は、平成十五年度で補給金三

千四百八十六億円、交付金五百八十八億円、合わせ

て三千六百四十四億円いただいております。

赤字と申しますか、この補給金は、誠に恐縮で

ござりますが、国の政策目的に沿つて長期固定の

低利融資を行うために、調達金利と貸付金利の金

利差等の経費を補てんする目的で一般会計から

ちょうどいしているものでございまして、また交

付金は、過去の財政負担の平準化、あるいは低金

利を背景とした異常な繰上償還の増大に対応いた

しまして後年度に損失金を繰り延べたものでござ

いまして、いわゆる赤字というのとは若干異なる

のではないかと思つております。

○田名部匡省君 通常の利子の補給を受けます、

それから急激な金利の差の分を受けますと、これ

は分かるんですけども、これはだれが出していく

んですかということでしょう。一般会計でしょ

う。だから、国民の税金を負担しているんだと。

あなたたちがもうけた中からやつてているというの

ではないかと思つております。

○参考人(吉井一弥君) 公庫は、先生ただいま

の中でも資産規模は最大だと思うんです、住宅金

融公庫は、現在の財投融資残高、どのくらいある

んですか。

私は、ひとつそういうことで、政府系金融機関

が住宅金融公庫にどれくらいあるかということを

考えますと、これは今ざつと調べましたら、七兆

二千億弱が前倒しで返済しているんです。ですか

ら、その現金が住宅金融公庫入つてくるんです。

だから、七兆二千億弱の前倒し返済したものを住

宅金融公庫が財投に返そとしたら、財投は受け

取らないんです。三十年間の金利を上乗せして返

しなさいと、こう言つてます。これではやつぱ

り、そして今度は金融公庫がその七兆二千億弱の

お金返つてきますから、みんな返すんですから、

前倒しで。それをそれじや運用しようと思うと、

今度は低金利だから運用にならない。物を次出せ

ばまた損をする。

ですから、私は基本的には、今、田名部議員が

たまたまおつしやつたので、私、口を挟むのはお

かしいかも知れませんけれども、財投の在り方、

しかも財投が返すというのに三十年分の先の金利

も上乗せして返せという今の制度 자체も我々考

るといふこと

から、もう本当にこれ考えてやつてくださいよ。

それから、長期固定の直接融資の制度上、ある

ことは、公営住宅だつて二百億ももう払つてないとい

う。いろいろ起きてきているんですよ。その負担

もまた一般の国民が負担すると。こんなことを繰

り返しておつては。

どうぞ、国会議員というのは、こここの委員会は

ここのことばかりじやなくて全体を見てやつぱり

議論というものをしていかなきやならぬなど、こ

う思うんです。

え直さなきやいけないと。

ですから、我々はそういうことが国民の皆さん方に知られていないという部分もあるということです、改めて私は国の財投の在り方、また財投で借りるのはすべて返還未納などにしか財投は貸さないという、そういうことになるということも私は問題だということを改めて考え直さなきやいけない時期に来ているということだけを一言付け加えさせていただきたいと思います。

○田名部匡省君 二〇〇一年の十一月に質問したときに、経済評論家の金子太郎さんのことと言いましたよね。この人は大蔵省の主計局に在籍しておった人ですけれども、穴があれば入りたいとの思いだと、自分がやったことを。そして、公庫の融資基準のおかげで一定の住宅の質が確保されるという発想は官僚の発想そのものだと。バブルのころに持家価格の暴落と元利の返済に苦しんでいる人が持家価格の暴落と元利の返済に苦しんでいることに反省し云々と、遺憾を表明すべきだと、こう言つて、辞めるところいうことを言うんですよ。いるときはもうやれやれ、それやれあれやれと言つてやつてているんですから。

それで、証券化の問題ですけれども、これ既に民間金融機関が扱っているわけですが、これ公庫が扱う必要がないという意見の人も専門家には多いんですね。むしろ民間で証券化が進むように支援した方がいいと。民間ができるような証券化業務なら、それはリスクが大きいですから、将来赤字になる危険が高く、結局は国の借金が増えると、国の借金は国民の借金だと。それなくとも財投の残高がさつき言つた六十何兆円ですか、少しだんだん下がっているようすけれども、私はそういう考え方を持つていますが、これについてはどうですか。

○政府参考人(松野仁君) 民間で証券化すべてすればいいではないかという御指摘でございますが、これは米国でもファニーメイあるいはジニーメイという公的機関が背景において、相対的に低利を実現して、それが消費者の住宅取得能力を付け

てあるということでございます。我が国でも、公

庫がその買取りあるいは保証することによって消費者に結果的に低利の融資を実現する。民間ローンでも低利の長期固定が実現するということです、今回こういったスキームを法改正として準備したわけでございます。

したがいまして、民間で絶対できないのかとい

うことでございますが、やることは可能でございますけれども、米国でも民間で完全に実施している市場もありますが、それは比較的やつぱり金利が高いものになっています。やはり公庫のようないくつかの機関がバックにいて買取りなり保証することによって国民に取得能力を付けるという、メリットが還元されるという形がやはり望ましいといいます。

○田名部匡省君 債務保証を行う業務を住宅金融公庫がやるべきかどうかという問題あると思う

で

すね。民間金融機関が様々な債務保証会社を設立しているんじゃないですか。公庫が取り扱う必要は全くないと思うんです。それは、民間ができる

こと

で今回のスキームを考えたということでござい

ます。

○田名部匡省君 債務保証を行う業務を住宅金融公庫がやるべきかどうかという問題あると思う

で

すね。民間金融機関が様々な債務保証会社を設立しているんじゃないですか。公庫が取り扱う必

要は全くないと思うんです。それは、民間ができる

こと

で今回のスキームを考えたということでござい

ます。

○田名部匡省君 債務保証を行う業務を住宅金融公庫がやるべきかどうかという問題あると思う

で

すね。民間金融機関が様々な債務保証会社を設立しているんじゃないですか。公庫が取り扱う必

要は全くないと思うんです。それは、民間ができる

こと

で今回のスキームを考えたということでござい

ます。

○田名部匡省君 債務保証を行う業務を住宅金融公庫がやるべきかどうかという問題あると思う

で

すね。民間金融機関が様々な債務保証会社を設立しているんじゃないですか。公庫が取り扱う必

要は全くないと思うんです。それは、民間ができる

こと

で今回のスキームを考えたところでござい

ます。

○田名部匡省君 債務保証を行う業務を住宅金融公庫がやるべきかどうかという問題あると思う

で

すね。民間金融機関が様々な債務保証会社を設立しているんじゃないですか。公庫が取り扱う必</p

て、相対的な低金利の民間ローンを、長期固定の民間ローンを実現するということを今回考えたわけですがいまして、そういう意味で、米国で批判があるようなことにはならないように我々は注意して実施していくべきないと考えております。

○田名部匡省君 大臣に、何の法案出してもいいけれども、これ、だれが考えてだれがあれしたかという名前残してくれという、僕はあのアクララインのときも質問しましたよね。だれが考えてやつたかというのは、これ分からんんですよ。それで、後何年かたつと、みんな偉い人たちは定年になるでしょう。後、おかしくなつたて、だれも責任取りやしない。そういうことを、いろいろ話をされても、私は参考人の先生方にも、その話をされても、私は参考人の先生方にも、その

点。
私も、イギリスとかフランスとかスイス、その国々によって住宅というのは皆違いますよ。もう町の中は町の中で、そんな高層のものはないけれども、三階建てぐらいのレンガ造りで違うとやつている。そういう貸家制度といふ。あれはそれをそれぞれが持つてやつてもいい、共同で。何いろいろの多様なやり方。住宅政策なんと言つたつて、台風の多い沖縄や九州の方と、雪の降る北東北、北海道じや全然違いますから。

この間、テレビ見ていると、この関東周辺の住宅の不良住宅の多いこと。根太にはりがないみたいな、後から。入る人は分からんんですから。むしろ、住宅が完成したら、これは本当に大丈夫なのか基準どおり造っているかという検査の仕組みをやつてやらないと、一般の人は家できたらそんなところまで、根太の下まで潜つて見ませんから。天井のはり、上がつて見ると。そういう制度、いろんな制度を考えてやらないと。我々の方は雪は降りますから、相当重量に耐える、そんな家でないといかぬですね。

見ると、本当にバラックみたいな家が多いです。もう頑丈な家ですよ、みんな。耐用年数が全然違うでしょう、七十年とか百年とか。日本

なんか二十五年か三十年ぐらいでしょう。そういうことなんかをもうちょっとと研究して。それで価格だけは高いと。こういうことの方が大事じゃないですか。どうですか、局長。

○政府参考人(松野仁君) 確かに我が国の住宅が、寿命が今のところまだ短い、米国に比べても半分程度、英國に比べると三分の一程度というような状況にござりますけれども、これはやはり今後長もちするしっかりしたものを作つて、それを適切に維持管理をする、それを住宅市場全体としてストックの中で循環させていく、有効に活用していくことが基本だと思います。

したがいまして、今後そうした丈夫で長もちする住宅の建設の促進、あるいは中古市場の整備、こういったことを実現していくことが必要だといふうに考えております。

○田名部匡省君 私は十勝沖地震経験しまして、家がぶつ壊れましたよ。相当頑丈な家だつたけれども、農家の方へ行くと、百年たつてもがつちりした、もう柱は太いし、そういうものが残つていませんけれども、もう近代的でないといううんでみんな壊して、近代的な家建てて、地震になるとみんな壊れちゃつていて。それで、がけの下の方に家なんか建てさせて、地震来たら、ここ壊れるのは当たり前ですよ。そういうきめ細かなことを、もつと国がやるべきことは一杯あるんじゃないですか。

私はもう有り金全部はたいて、もう壊れない家といふんで、今住んでいた家を、別の、大臣、家へいらしたときの、あそこじやない、団地できちんと外國じやそれを売つて次の方へ行くと。

雇用形態も変わつてきていてね、あつちこつち移るようになつてくると、いつまでも一生物だ

といふんで建てるというのは、若いころ、アメリカなんかそうでしよう、北の方に住んでいる人

は、お年寄りになつたらマイアミの方へ移りたい

といったら、売る市場がちゃんとできてるか

ら、こつち売つてあつち行くといふの。これは日

本にはこれがない。建てたらもう一生死ぬまで入つているという感覚ですか。そういう感覚な

んかも捨てて、強固でいい環境の住宅を、一人で建てなかつたら何人か組んで一緒に入るといふんなものを考えてね。いずれにしても、最後

は、子供や孫に負担を求めない、これが基本ですか。

家を建てる人は生まれていなんですよ、親の家を長男もらつたら終わりだから、一人つ子だから。

今ごろ、この間も地震來たといつたて、私は心配していない。私の家だけは壊れないと思つて

ているから。

ですから、そういう地域によつてみんな違うん

ですから。阪神・淡路大震災の経験もしたでしょ

う。ですから、もつとやっぱり強固な住宅、ある

いは町並みに合つた住宅、そういうことなんかもつともつと考えてやらぬと、もうばらばらばらばら建っていますから。

最近は住宅団地なんて、県の住宅供給公社、あのアーニタに十四億も持つていかれた住宅供給公社ですけれども、それにしても、もう大体売れなくなつてきているんです、造つても、工業団地も

そうですよ。もう六戸町の工業団地、昭和五十一年にできて一割しか入つていない、まだ、それで、今度は八戸の工業団地造つたけれども、これも入らない。じゃ、どうするかといつたら、地域整備公団が貸し工場建てるなんて言つている。いよいよ社会主義の国になつちやつてきているんで

すよ。株式会社、商売やるのに、工場建ててあげますといつたら、全国に建ててやらなきやならな

いでしよう。

時間が來たから終りますけれども、いずれにしても、さつきの中古住宅の場合も、補強して

ちゃんと外國じやそれを売つて次の方へ行くと。

雇用形態も変わつてきていてね、あつちこつ

ち移るようになつてくると、いつまでも一生物だ

といふんで建てるというのは、若いころ、アメリ

カなんかそうでしよう、北の方に住んでいる人

は、お年寄りになつたらマイアミの方へ移りたい

といったら、売る市場がちゃんとできてるか

ら、こつち売つてあつち行くといふの。これは日

本にはこれがない。建てたらもう一生死ぬまで

入つているという感覚ですか。そういう感覚な

んかも捨てて、強固でいい環境の住宅を、一人で

建てなかつたら何人か組んで一緒に入るといふ

は、子供や孫に負担を求めない、これが基本ですか。

家を建てる人は生まれていなんですよ、親の家を長男もらつたら終わりだから、一人つ子だから。

今ごろ、この間も地震來たといつたて、私は心配していない。私の家だけは壊れないと思つて

ているから。

ですから、そういう地域によつてみんな違うん

ですから。阪神・淡路大震災の経験もしたでしょ

うで高齢社会を迎える日本が、今おつしやつたように出生率も減つています。持家制度から借家制度に変わる、そういう意識の改革というものも私は出てきたと、そう思つています。そういう意味で、住宅政策自体も私は転換期を迎えていると思いますので、あらゆる面で我々は二十一世紀型の環境とバリアフリーを加味した住宅というものを、質の向上というのも図りながら、今まで建てたものの環境整備、バリアフリー化というものも考えなきやいけないので、総合的な住宅政策というものを二十一世紀型にしていきたいと思ってます。

○田名部匡省君 終わります。

○委員長(藤井俊男君) 他に御発言もないようですが、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○富樫謙三君 私は、日本共産党を代表して、住宅金融公庫法及び住宅金融保険法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

第一に、住宅金融公庫の融資の事実上の縮小、さらに五年後は廃止もあり得るという今回の法改定は、住宅建設に対する国民の要望に逆行するものだからであります。

住宅金融公庫の長期、固定、低利の直接融資は、国民が住宅を建設するときの最も頼りになる命綱であります。委員会の審議や参考人の発言でも明らかかなように、民間の銀行ローンでは公庫並みの長期、固定、低利の融資はできないということができた。選別融資の問題でも、民間の銀行ローンでは公庫並みの公平な融資はできないということも明らかになりました。住宅金融公庫の長期、固定、低利、かつ公平な直接融資は国民の強い要望であり、その縮小や廃止は認められません。

第二に、証券化支援事業は、銀行支援にはなりません。が、国民の支援にはならないものだからであります。

最後に大臣の所見だけ伺つて、終わります。

一五

利回りのいい証券にするためにはローンの金利も高くなる仕組みであつて、当然リスクが伴います。そのリスクを吸収するのが公庫の支援事業ということになります。すなはち、リスクは公庫に、利益は銀行にというものであります。この結果は、アメリカの例が示すように、リスク負担に伴う莫大な公的資金の投入につながります。しかし、公的資金を投人したからといって国民が利用するローンの金利が低く抑えられるとは限りません、金利は銀行任せでありますから。今必要なことは、銀行支援ではなく国民を支援することであります。政府はやることが逆さであります。

第三に、今回の法改定は、民業圧迫の名の下に住宅政策を民間に任せ、政府の責任を放棄することにつながるものだからであります。

戦後の日本の住宅政策は、公営、公団、公庫の三本柱を軸にしてきました。しかし、最近、補助金削減による公営住宅の抑制、公団の賃貸住宅建設廃止、加えて今回の住宅金融公庫の融資の縮小、場合によっては廃止、これでは三本柱を放棄することになります。

一九九六年、イスタンブールで開かれた第二回国連人間居住会議で日本政府代表も調印した宣言、いわゆるハビタットⅡ宣言の居住の権利という世界の流れに逆行するものであります。住宅政策の放棄は認められません。

最後に、政府がやるべきことは、住宅の水準を量、質ともに引き上げることであつて、そのための公的な融資制度の持続、拡大であります。審議の中でも、公庫が果たしてきた大きな役割は今後も必要だということが確認されたと思います。住宅金融公庫にはもつともと頑張つてもらわなければなりません。公庫の融資制度の存続を主張し、以上であります。

○委員長(藤井俊男君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改

正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤井俊男君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山下君から発言を求められておりますので、これを許します。山下八洲夫君。

○山下八洲夫君 私は、ただいま可決されました住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風会・公明党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一
部を改正する法律案に対する附帯決議
(案)

住宅政策の目的は国民の居住水準の向上にあ
り、政策融資もこの一翼を担うものである。住
宅金融公庫の改革に当たっては、この目的が達
成されるよう充分な配慮が求められる。

以上のよう観点に立つて、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。住宅政策の実施に伴い、公庫の直接融資商品、民間金融機関独自の商品に加え、新たに買取型商品等が市場に供給されることを踏まえ、各商品に関する正確な情報提供がなされるよう配慮すること。

一、証券化支援業務の実施に伴い、公庫の直接融資商品、民間金融機関独自の商品に加え、新たに買取型商品等が市場に供給されることを踏まえ、各商品に関する正確な情報提供がなされるよう配慮すること。

二、公庫は証券化支援業務の制度設計に当たつて、民間金融機関との充分な協議を行い、職業、性別、地域等による融資選別が発生しないようになります。

三、証券化支援業務の対象となる住宅ローンに付いても、返済困難者対策が講じられるよう配慮すること。

四、中古住宅の評価システムの普及、市況情報の提供等による市場の育成により、良質な中古住宅の流通の円滑化を図り、中古住宅につ

いても証券化支援業務の対象とするよう検討すること。

五、高齢者等社会的弱者の居住の安定、ファミリー世帯への賃貸住宅供給、住宅の耐久性・省エネルギー・パリアフリー性能の向上、シックハウス問題への対応、市街地再開発、密集市街地の再生等のまちづくり、マンションの再生、定期借地権付住宅の建設、災害復興等の施策が推進されるよう、公庫の政策説明機能の維持・拡充に努めること。

六、公庫から権利及び義務を承継する独立行政法人の業務については、民間金融機関が長期固定ローンを大量・安定的かつ公平に供給している状況を充分検討した上で、国民、特に中・低所得者の住宅取得並びに住宅政策推進の観点から支障がないように留意して決定すること。

以上の観点から支障がないように留意して決定すること。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたしま
す。

以上でございます。

右決議する。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたしま
す。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたしま
す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤井俊男君) 全会一致と認めます。

よつて、山下君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、扇国土交通大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。扇国土交通大臣。

○国務大臣(扇千景君) ただいま議題となりました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

よつて、山下君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、扇国土交通大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。扇国土交通大臣。

○国務大臣(扇千景君) 住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいたしましたことを深く感謝申し上げま

す。また、今御審議中における各委員の御高見や、

ただいま附帯決議において提起されました融資選別の発生防止、国民の住宅取得並びに住宅政策推進の観点から支障がないよう留意した独立行政法人の業務の決定等につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。

ここに、委員長を始め各委員の御指導、御協力に深く感謝の意を表して、御礼とさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(藤井俊男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(藤井俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(藤井俊男君) 次に、公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

○委員長(藤井俊男君) 政府から趣旨説明を聴取いたしました。扇国土交通大臣。

○委員長(藤井俊男君) 次に、公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

す。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、現在、国から委託等を受けて公益法人等が行つてある検査、検定、講習等の事務・事業について、国が指定した公益法人等が実施する制度を、国により登録された法人が実施する制度等に改めることとしております。

第二に、国による登録を受けるための基準を法律に明示するとともに、登録された法人には財務諸表等の公開を義務付けることとするなど、登録制度の透明性の確保を図ることとしております。

以上が、この法律案を提案する理由でござります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願ひ申し上げます。
ありがとうございました。

○委員長(藤井俊男君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

六月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案

二、公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案
(船舶安全法の一部改正)

第一条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

交通省関係法律の整備に関する法律
(船舶安全法の一部改正)

第一条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 指定検定機関(第二十五条の二)」を

四十六—第二十五条の五十五」を

〔第三章 第二節 第三節 登

登録検定機関等
登録検定機関(第二十五条の四十六—第二十五条の六十九)第二十五条の六十七・第二十五条の六十八)に改める。

第六条ノ四第一項中「国土交通大臣ノ指定シタル者(以下指定検定機関)を第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定(依り国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者(以下登録検定機関)に改める。

第六条ノ五第一項中「国土交通大臣ノ認定シタル者」を第二十五条の六十七及第二十五条の六十八ニ於テ準用スル第二十五条の四十七ノ規定(依り国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者(以下登録検定機関)に改め、同条第二項中「添附し」を「添付し」に改める。

第二十五条の三十五第一項中「以下」を「次項において」に改め、同条第二項中「添附し」を「添付し」に改める。

第二十五条の四十三中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第二十五条の四十四第一項中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二十五条の四十五第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第二十五条の四十六第一項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

第二十五条の四十七ノ規定(依り国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者(以下登録検定機関)に改める。

第八条第一項中「国土交通大臣ノ認定シタル者」を第二十五条の六十九及第二十五条の七十二於テ準用スル第二十五条の四十七ノ規定(依り国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル)に改め、同条第二項中「添附し」を「添付し」に改める。

第九条第四項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改める。

第十一条第四項中「指定検定機関又ハ」を「登録検定機関若ハ」に改め、「小型船舶検査機構」の下に「又ハ登録検査確認機関」を「行フ検定」の下に「又ハ検査及確認」を加える。

第十二条第一項及び第二項中「第六条ノ二、第六条ノ三若ハ第六条ノ五第一項」を「第六条ノ二若ハ第六条ノ三」に改める。

第二十二条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十三条を削る。

第二十一条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条ノ二中「第六条ノ二、第六条ノ三若ハ第六条ノ五第一項」を「第六条ノ二若ハ第六条ノ三」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十四条を削る。

第二十五条中「第二十一条ノ二」を「第二十二

条」に改める。

第二十五条の三十第五項中「第二十五条の五十三」を「第二十五条の四十九第四項」に改め、同条中「第二十一条ノ二」を「第二十二

条」に改める。

第二十五条の三十五第一項中「以下」を「次項において」に改め、同条第二項中「添附し」を「添付し」に改める。

第二十五条の四十三中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第二十五条の四十四第一項中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二十五条の四十五第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第二十五条の四十六第一項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

第二十五条の四十七ノ規定(依り国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者(以下登録検定機関)に改める。

第八条第一項中「国土交通大臣ノ認定シタル者」を第二十五条の六十九及第二十五条の七十二於テ準用スル第二十五条の四十七ノ規定(依り国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者(以下登録検定機関)に改め、同条第二項中「添附し」を「添付し」に改める。

第九条第四項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改める。

第十一条第四項中「指定検定機関又ハ」を「登録検定機関若ハ」に改め、「小型船舶検査機構」の下に「又ハ登録検査確認機関」を「行フ検定」の下に「又ハ検査及確認」を加える。

第十二条第一項及び第二項中「第六条ノ二、第六条ノ三若ハ第六条ノ五第一項」を「第六条ノ二若ハ第六条ノ三」に改める。

第二十二条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十三条を削る。

第二十一条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十三条とする。

識経験を有する者が検定を行うものであること。

イ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は

検査について、別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。

ロ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は

検査について六年以上の実務の経験を有すること。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識と経験を有すること。

三 登録申請者が、船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする者(以下この号及び第二十五条の五十三第二項において「船舶関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、船舶関連事業者がその親会社(商法明治三十二年法律第四十八号第二百一十二条ノ二第一項の規定)及び事務所において検定に係る業務(以下「検定業務」という。)を行おうとする者である場合にあつては、船舶関連事業者が外國にある親会社(商法明治三十二年法律第四十八号第二百一十二条ノ二第一項の規定)及び事務所において検定に係る業務(以下「検定業務」という。)を行おうとする者である場合にあつては、外國における商法の親会社に相当するものを含む。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める船舶関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

ハ 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知

合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者が(法人にあつては、その代
表権を有する役員)が、船舶関連事業者
の役員又は職員(過去二年間に当該船舶
関連事業者の役員又は職員であつた者を
含む。)であること。

2 國土交通大臣は、登録申請者が、次の各号
のいずれかに該当するときは、登録をしては
ならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違
反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行
を終わり、又は執行を受けることがなくな
つた日から二年を経過しない者

二 第二十五条の五十八第一項又は第二項の
規定により登録を取り消され、その取消し
の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のう
ちに前二号のいずれかに該当する者がある
もの

3 登録は、登録検定機関登録簿に次に掲げる
事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が検定を行う事業所の所
在地

四 前二号に掲げるもののほか、國土交通省
令で定める事項

(登録の更新)

第二十五条の四十八 登録は、三年を下らない
政令で定める期間ごとにその更新を受けなけ
れば、その期間の経過によつて、その効力を
失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新につい
て準用する。

(検定の義務)
第二十五条の四十九 登録検定機関は、検定を
行うことを求められたときは、正当な理由が

ある場合を除き、遅滞なく、検定を行わなけ
ればならない。

2 登録検定機関は、公正に、かつ、第二十五
条の四十七第一項第一号及び第二号に掲げる
要件に適合する方法により検定を行わなけれ
ばならない。

3 登録検定機関は、検定を行う場合におい
て、船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定
により承認を受けた型式に適合するかどうか
の判定をするときは、当該事務を検定員に行
わせなければならない。

4 第二十五条の三十第三項から第五項までの
規定(外国にある事務所において検定業務を
行う登録検定機関(以下「外国登録検定機関」
といふ。)にあつては、同条第四項を除く。)が第二
は、前項の検定員について準用する。

(登録事項の変更の届出)

第二十五条の五十 登録検定機関は、第二十五
条の四十七第三項第二号から第四号までに掲
げる事項を変更しようとするときは、変更し
ようとする日の二週間前までに、國土交通大
臣に届け出なければならない。

(検定業務規程)

第二十五条の五十一 登録検定機関は、検定業
務の開始前に、検定業務の実施に関する規程
(以下「検定業務規程」という。)を定め、國土
交通大臣の認可を受けなければならない。こ
れを変更しようとするときも、同様とする。

2 検定業務規程には、検定業務の実施方法、
専任の管理責任者の選任その他の検定業務の
信頼性を確保するための措置、検定に関する
料金その他の國土交通省令で定める事項を定
めておかなければならぬ。

3 國土交通大臣は、第一項の認可をした検定
業務規程が検定業務の適正かつ確実な実施上
不適当となつたと認めるときは、登録検定機
関(外国登録検定機関を除く。)に対し、その
検定業務規程を変更すべきことを命ずること

ができる。

(業務の休廃止)

第二十五条の五十二 登録検定機関は、國土交
通大臣の許可を受けなければ、検定業務の全
部又は一部を休止し、又は廃止してはならな
い。

(適合命令)

第二十五条の五十五 國土交通大臣は、登録檢
定機関(外国登録検定機関を除く。)が第二十
五条の四十七第一項各号のいずれかに適合し
なくなつたと認めるときは、その登録検定機
関に対し、これらの規定に適合するため必要
な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十五条の五十六 國土交通大臣は、登録檢
定機関(外国登録検定機関を除く。)が第二十
五条の四十九の規定に違反していると認める
ときは、その登録検定機関に対し、同条の規
定による検定業務を行うべきこと又は検定の
方法その他の業務の方法の改善に関し必要な
措置をとるべきことを命ずることができる。

(准用)

第二十五条の五十七 第二十五条の三十第四
項、第二十五条の五十一第三項、第二十五条
の五十五及び前条の規定は、外国登録検定機
関について準用する。この場合において、こ
れらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求す
る」と読み替えるものとする。

2 船舶関連事業者その他の利害関係人は、登
録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に
掲げる請求をすることができる。ただし、第
二号又は第四号の請求をするには、登録検定
機関の定めた費用を支払わなければならな
い。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されてい
るときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成さ
れているときは、当該電磁的記録に記録さ
れた事項を國土交通省令で定める方法によ
り表示したものの閲覧又は謄写の請求
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電
磁的方法であつて國土交通省令で定めるも
のにより提供することの請求又は当該事項

を記載した書面の交付の請求

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十五条の五十四 第二十五条の二十六の規
定は、検定業務に従事する登録検定機関の役
員及び職員について準用する。

土交通省令・農林水産省令」と、同項及び同条第四項中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。

第三節 船級協会

第二十五条の六十九 第八条の規定による検査を行おうとする者は、同条の規定による検査を行おうとする者の申請により行う。

(登録)

第二十五条の六十九 第八条の規定による登録は、同条の規定による検査を行おうとする者の申請により行う。

第二十五条の七十 第一節(第二十五条の四十

六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び

第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の

五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十

五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三

十第四項の規定の準用に係る部分に限る。)を

除く。)の規定は、第八条の規定による登録、

船級協会及び船級協会が行う検査について準

用する。この場合において、第二十五条の四

十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは、

「別表第四」と読み替えるものとする。

(罰則)

第二十五条の七十一 日本の船級協会の役員又は職員が、第八条の船舶についての第二条第一項各号に掲げる事項又は満載喫水線に関する

検査(第八条の国土交通省令で定めるものを除く。)に関して、賄賂を收受し、又はその

要求若しくは約束をしたときは、三年以下の

懲役に処する。これによつて不正の行為を

し、又は相当の行為をしなかつたときは、一

年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂

は、没収する。その全部又は一部を没収する

ことができないときは、その価額を追徴する。第二十五条の七十二 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
第二十八条第一項中「関シ必要ナル事項」を「関スル事項ニシテ左ニ掲タルモノ」に改め、同項に次の各号を加える。
一 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ収納、積附其ノ他ノ運送及貯蔵二関スル技術的基準

二 前号ノ技術的基準ニ適合シタルコトノ検査

三 救命信号ノ使用方法其ノ他ノ危険及氣象ノ通報二関スル事項

四 前三号ノ外特殊貨物ノ運送及貯蔵並ニ船舶航行上ノ危険防止ニ関シ必要ナル事項

五 第二十八条に次の三項を加える。

六 第二号ノ検査ハ管海官庁又ハ第七項二

於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五

条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者(以下登録ヲ受ケタ

第一項第二号ノ検査ハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項

第一号中別表第一トアルハ別表第六ト第二

五条の四十九第三項中検定を行う場合において、船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの

判定トアルハ船舶の堪航性及び人命の安全

に関する条約に関する証書の発給ト同項及同

第五項ノ登録、登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ前章第一

節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条

の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別

表第五の上欄に掲げる検査の区分に応じ、そ

れぞれ同表の下欄ト同項第二号イ及口中船舶

又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物

件の製造、改造、修理又は整備に関する研

究、設計、工事の監督トアルハ危険物その他

の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び

貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第二条第一

項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又

は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販

売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、

積付けその他の運送及び貯蔵ト第二十五条の

四十九第三項中船舶又は物件が第六条ノ四第

四十九第三項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ

第二十五条の七十二 前条第一項の賄賂を供与

し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百円以下の罰金に

一項の規定により承認を受けた型式トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

第二十九条ノ三に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ基ク約ノ施行ニ関スル国土交

通省令ニ依ル事務ニシテ証書ノ発給ニ関スル第二

モノハ管海官庁又ハ次項ニ於テ準用スル第二

二依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協

会ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

前項ノ証書ノ発給、登録及該登録ヲ受ケタ

ル船級協会ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項

第一号中別表第一トアルハ別表第六ト第二

五条の四十九第三項中検定を行う場合において、船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの

判定トアルハ船舶の堪航性及び人命の安全

に関する条約に関する証書の発給ト同項及同

第五項ノ登録、登録検査機関及登録検査機

関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ前章第一

節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条

の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別

表第五の上欄に掲げる検査の区分に応じ、そ

れぞれ同表の下欄ト同項第二号イ及口中船舶

又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物

件の製造、改造、修理又は整備に関する研

究、設計、工事の監督トアルハ危険物その他

の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び

貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第二条第一

項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又

は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販

売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、

積付けその他の運送及び貯蔵ト第二十五条の

四十九第三項中船舶又は物件が第六条ノ四第

四十九第三項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ

別表第一(第二十五条の四十七関係)

二 寸法計測器具

三 質量計

四 溫度計

五 濕度計

六 氣圧計

七 圧力計

八 マノメータ

九 流量計

十 比重計

十一 引張強度試験機

十二 曲げ破壊試験機

十三 硬度測定機

十四 分光分析器

十五 クロマトグラフ分析器

十六 照度計

十七 測距計

十八 回転計

十九 濃度計

二十 電圧計

二十一 電流計

二十二 周波数計

二十三 高周波電力計

二十四 マイクロ波尖頭電力計

二十五 シンクロスコープ

二十六 スベクトル分析器

二十七 絶縁抵抗計

二十八 音圧計

二十九 動力計

外国土交通大臣ニ對シ行政不服審査法ニ依ル審査請求ヲ為スコトヲ得

第二十九条ノ三第二項ノ登録ヲ受ケタル船級協会ノ為シタル証書ノ発給ニ係ル处分又ハ其ノ不作為ニ對シ不服アル者ハ国土交通大臣ニ

對シ行政不服審査法ニ依ル審査請求ヲ為スコトヲ得

別表第二(第二十五条の四十七関係)

学 歴	年数
大学等において船舶若しくは機械に関する学科を修得して卒業した者	一年
短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校(以下「短期大学等」という。)において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	二年

別表第三(第二十五条の六十八関係)

一 ストップウォッチ
二 板厚計測装置
三 温度計
四 圧力計
五 回転計
六 ファイバースコープ
七 絶縁抵抗計

別表第四(第二十五条の七十関係)

一 別表第一に掲げるもの
二 船速計
三 板厚計測装置
四 衝撃試験装置
五 探傷装置
六 傾斜測定装置
七 動的釣合試験装置
八 ファイバースコープ

別表第五(第二十八条関係)

検 査	機械器具その他の設備
一 危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査	一 尺法計測器具 二 質量計
二 危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査	三 圧力計 四 放射線測定器
三 貨物の運送許容水分値測定器	八 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

別表第六(第二十九条の三関係)

一 タイプライター又はワードプロセッサ及びプリンター

(建設業法の一部改正)

第二条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「審査を「審査等」に、「第二十七条の三十二」を「第二十七条の三十六」に、「(第二十七条の三十三・第二十七条の三十六)」を「(第二十七条の三十七・第二十七条の三十八)」に、「第四十九条」を「第五十五条」に改める。

第二条第一項及び第三条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

第七条第二号イ中「含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二十六条第四項中「受けている者」の下に「であつて、第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもの」を加える。

第二十六条の三の次に次の十八条を加える。

(登録)

第二十六条の四 第二十六条第四項の登録は、同項の講習を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第二十六条の五 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第二十六条第四項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十六条の十五の規定により第二十六条第四項の講習の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、第二十六条第四項の講習を行つた役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
(登録の要件等)

第二十六条の六 国土交通大臣は、第二十六条の四の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、そ

の登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる科目について行われるものであること。

口 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理

イ 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

ロ 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理

ハ 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

二 前号ロ及びハに掲げる科目にあつては、次のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

イ 監理技術者となつた経験を有する者ロ 学校教育法による高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校又は専修学校における別表第二に掲げる学科の教員となつた経歴を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

三 建設業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第二十六条の四の規定により登録を申請した者(以下この号において「登録申請者」という。)が株式会社又は有限会社である場合にあつては、建設業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。第二十七条の三十一第二項第一号において同じ。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者は法人にあつては、その代表権を有する役員が建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員

(経営状況分析の義務)

第二十七条の三十三 登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、経営状況分析を行わなければならない。

(秘密保持義務)

第二十七条の三十四 登録経営状況分析機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、経営状況分析の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十七条の三十五 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十七条の二十四第一項の登録を受けた者がいないとき、第二十七条の三十一において準用する第二十六条の十一の規定による経営状況分析の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十五の規定により第二十七条の二十四第一項の登録を取り消し、又は登録経営状況分析機関に對し経営状況分析の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録経営状況分析機関が天災その他の事由により経営状況分析の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他国土交通大臣が必要があると認めるときは、経営状況分析の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 國土交通大臣は、都道府県知事が前項の規定により経営状況分析を行うこととなる場合又は都道府県知事が同項の規定により経営状況分析を行うこととなる事由がなくなつた場合には、速やかにその旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

3 國土交通大臣又は都道府県知事が第一項の

規定により経営状況分析の業務の全部又は一部を自ら行う場合における経営状況分析の業務の引継ぎその他の必要な事項については、第二十七条の二十四第二項若しくは第二十九条の三十一の規定は、第一項の規定により国土交通省令で定める。

4 第二十七条の三十の規定は、第一項の規定により国土交通大臣が行う経営状況分析を受けようとする者について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により経営状況分析の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた経営状況分析の業務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を当該都道府県の公報に公示しなければならない。

第三十四条第一項中「昭和二十七年法律第八十四号」を削る。

第四十条中「別表」を「別表第一」に改める。

第四十一条第一項中「第二十七条の三十三」を「第二十七条の三十七」に改める。

第四十九条を第五十五条とする。

第四十八条中「第四十五条、第四十六条又は第四十七条」を「第四十七条、第五十条又は前条」に改め、同条を第五十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十四条 第二十六条の十二第一項(第二十一条の三十二において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十六条の十二第二項各号を含む。)の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第四十七条中「一に」を「いずれかに」に、「三

十万円」を「五十万円」に改め、同条第四号中「第二十七条の三十二において準用する場合を含む。」を削る。

二十七条の二十三第六項第二十七条の二十六

第二項において準用する場合を含む。」を「第二十七条の二十四第四項又は第二十七条の二十六第四項」に改め、同条を第五十二条とする。

第四十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第二十七条の二十四第二項若しくは第二十九条の三十一の規定は、第二十七条の三十三の規定により申請書又は第二十九条の三十四の規定により申請書又は第二十九条の三十四に、「試験事務」を講習、試験事務に、「指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第四十九条とする。

四十六第三項の書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二十六第三項の規定により登録講習実施機関又は指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関を登録講習実施機関、指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第四十九条とする。

四十六第三項の規定により登録講習実施機関又は指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第四十九条とする。

四十六第三項の規定により登録講習実施機関又は指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第四十九条とする。

四十五第三項の規定により登録講習実施機関又は指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第四十九条とする。

み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十五条の三中「第二十七条の十四第二項十四第四項において準用する場合を含む。」を「第二十七条の十九第五項及び第二十七条の二十一第四項において準用する場合を含む。」を

「第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。」又は「第二十七条の三十二において準用する場合を含む。」又は「第二十七条の三十二において準用する場合を含む。」に、「試験事務」を講習、試験事務に、「指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録講習実施機関、指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第四十九条とする。

四十六第三項の規定により登録講習実施機関又は指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第四十九条とする。

する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯したときは、そ

の刑を減輕し、又は免除することができる。

別表を別表第一とし、同表の次に次の表を

加える。

別表第二(第二十六条の六関係)

一 土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土

木、砂防、治山、緑地又は造園に関するも

のを含む。)に関する学科

二 都市工学に関する学科

三 衛生工学に関する学科

四 交通工学に関する学科

五 建築学に関する学科

六 電気工学に関する学科

七 電気通信工学に関する学科

八 機械工学に関する学科

九 林学に関する学科

十 鉱山学に関する学科

(測量法の一改正)

第三条 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)

の一部を次のよう改正する。

第五十条中「左の各号の」を「次の各号のい

ずれかに改め、同条第一号中「文部科学大臣の

認定した」を削り、「含む。」の下に「であつて文

部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号、

次条 第五十二条の五及び第五十二条の六にお

いて単に「大学」という。)を加え、同条第二号

中「文部科学大臣の認定した」を削り、「含む。」

の下に「であつて文部科学大臣の認定を受けた

もの(以下この号、次条 第五十二条の五及び

第五十二条の六において「短期大学等」と総称す

る。)を加え、「当該学校」を「当該短期大学等」

に改め、同条第三号中「国土交通大臣が指定す

る」を削り、「養成施設」の下に「であつて第五十

一条の二から第五十二条の四までの規定により

国土交通大臣の登録を受けたもの」を加え、同

条第四号中「国土交通大臣の指定する測量」を

「測量」に改め、「養成施設」の下に「であつて第

(登録の要件等)

第五十二条の四 國土交通大臣は、第五十二条

の二の規定による登録の申請が次に掲げる要

件のすべてに適合しているときは、その登録

をしなければならない。この場合において、

登録に関して必要な手続は、國土交通省令で

定める。

2 登録は、登録養成施設登録簿に次に掲げる要

件を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第五十条第三号又は第四号の登録を受け

た者(以下「登録養成施設設置者」という)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

は学科に相当するものの名称

五十一条の二から第五十二条の四までの規定に

より國土交通大臣の登録を受けたもの」を加え、「國土交通大臣の指定する科目について」を削る。

第五十一条中「左の各号の」を「次の各号のい

ずれかに改め、同条第一号中「文部科学大臣

が指定する」を「短期大学等」に、「當該学校を當該短

期大学等」に改め、同条第三号中「國土交通大臣

が登録は測量に関する専門の知識及び技能を有する者を養成する業務(以下「養成業務」とい

う。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第五十二条の三 次の各号のいずれかに該当す

る者は、第五十条第三号又は第四号の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違

反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十二条の十五の規定により第五十二条

第三号又は第四号の登録を取り消され、そ

の取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、養成業務を行う役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者がある

もの

(登録の要件等)

第五十二条の四 國土交通大臣は、第五十二条

の二の規定による登録の申請が次に掲げる要

件のすべてに適合しているときは、その登録

をしなければならない。この場合において、

登録に関して必要な手續は、國土交通省令で

定める。

2 登録は、登録養成施設登録簿に次に掲げる要

件を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第五十条第三号又は第四号の登録を受け

た者(以下「登録養成施設設置者」という)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

は学科に相当するものの名称

五十一条の二から第五十二条の四までの規定に

より國土交通大臣の登録を受けたもの」を加え、「國土交通大臣の指定する科目について」を削る。

第五十一条中「左の各号の」を「次の各号のい

ずれかに改め、同条第一号中「文部科学大臣

が登録は測量に関する専門の知識及び技能を有する者を養成する業務(以下「養成業務」とい

う。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第五十二条の三 次の各号のいずれかに該当す

る者は、第五十条第三号又は第四号の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違

反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を

終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十二条の十五の規定により第五十二条

第三号又は第四号の登録を取り消され、そ

の取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、養成業務を行う役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者がある

もの

(登録の要件等)

第五十二条の四 國土交通大臣は、第五十二条

の二の規定による登録の申請が次に掲げる要

件のすべてに適合しているときは、その登録

をしなければならない。この場合において、

登録に関して必要な手續は、國土交通省令で

定める。

2 登録は、登録養成施設登録簿に次に掲げる要

件を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第五十条第三号又は第四号の登録を受け

た者(以下「登録養成施設設置者」という)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

は学科に相当するものの名称

五十一条の二から第五十二条の四までの規定に

より國土交通大臣の登録を受けたもの」を加え、「國土交通大臣の指定する科目について」を削る。

第五十一条中「左の各号の」を「次の各号のい

ずれかに改め、同条第一号中「文部科学大臣

が登録は測量に関する専門の知識及び技能を有する者を養成する業務(以下「養成業務」とい

う。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第五十二条の三 次の各号のいずれかに該当す

る者は、第五十条第三号又は第四号の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違

反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を

終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十二条の十五の規定により第五十二条

第三号又は第四号の登録を取り消され、そ

の取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、養成業務を行う役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者がある

もの

(登録の要件等)

第五十二条の四 國土交通大臣は、第五十二条

の二の規定による登録の申請が次に掲げる要

件のすべてに適合しているときは、その登録

をしなければならない。この場合において、

登録に関して必要な手續は、國土交通省令で

定める。

2 登録は、登録養成施設登録簿に次に掲げる要

件を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第五十条第三号又は第四号の登録を受け

た者(以下「登録養成施設設置者」という)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

は学科に相当するものの名称

五十一条の二から第五十二条の四までの規定に

より國土交通大臣の登録を受けたもの」を加え、「國土交通大臣の指定する科目について」を削る。

第五十一条中「左の各号の」を「次の各号のい

ずれかに改め、同条第一号中「文部科学大臣

が登録は測量に関する専門の知識及び技能を有する者を養成する業務(以下「養成業務」とい

う。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第五十二条の三 次の各号のいずれかに該当す

る者は、第五十条第三号又は第四号の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違

反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を

終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十二条の十五の規定により第五十二条

第三号又は第四号の登録を取り消され、そ

の取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、養成業務を行う役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者がある

もの

(登録の要件等)

第五十二条の四 國土交通大臣は、第五十二条

の二の規定による登録の申請が次に掲げる要

件のすべてに適合しているときは、その登録

をしなければならない。この場合において、

登録に関して必要な手續は、國土交通省令で

定める。

2 登録は、登録養成施設登録簿に次に掲げる要

件を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第五十条第三号又は第四号の登録を受け

た者(以下「登録養成施設設置者」という)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

は学科に相当するものの名称

五十一条の二から第五十二条の四までの規定に

より國土交通大臣の登録を受けたもの」を加え、「國土交通大臣の指定する科目について」を削る。

第五十一条中「左の各号の」を「次の各号のい

ずれかに改め、同条第一号中「文部科学大臣

が登録は測量に関する専門の知識及び技能を有する者を養成する業務(以下「養成業務」とい

う。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第五十二条の三 次の各号のいずれかに該当す

る者は、第五十条第三号又は第四号の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違

反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を

終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十二条の十五の規定により第五十二条

第三号又は第四号の登録を取り消され、そ

の取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、養成業務を行う役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者がある

もの

(登録の要件等)

第五十二条の四 國土交通大臣は、第五十二条

の二の規定による登録の申請が次に掲げる要

件のすべてに適合しているときは、その登録

をしなければならない。この場合において、

登録に関して必要な手續は、國土交通省令で

定める。

2 登録は、登録養成施設登録簿に次に掲げる要

件を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第五十条第三号又は第四号の登録を受け

た者(以下「登録養成施設設置者」という)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

は学科に相当するものの名称

五十一条の二から第五十二条の四までの規定に

より國土交通大臣の登録を受けたもの」を加え、「國土交通大臣の指定する科目について」を削る。

第五十一条中「左の各号の」を「次の各号のい

ずれかに改め、同条第一号中「文部科学大臣

が登録は測量に関する専門の知識及び技能を有する者を養成する業務(以下「養成業務」とい

う。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第五十二条の三 次の各号のいずれかに該当す

る者は、第五十条第三号又は第四号の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違

反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を

終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十二条の十五の規定により第五十二条

第三号又は第四号の登録を取り消され、そ

いて「担当分野」という。)に関する教育に八年以上又は担当分野に関する教育に五年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、担当分野に関する教育に十一年以上又は担当分野に関する教育に八年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

は担当分野に関する教育に八年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

(登録の更新)

第五十一条の七 第五十条第三号又は第四号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第五十一条の二から第五十一条の四までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(養成業務の実施に係る義務)

第五十一条の八 登録養成施設設置者は、公正に、かつ、第五十一条の四第一項各号に掲げる要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により養成業務を行わなければならぬ。

(変更の届出)

第五十一条の九 登録養成施設設置者は、第五十一条の四第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 業務規程には、養成業務の実施方法、養成

業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第五十一条の十一 登録養成施設設置者は、養成業務の全部又は一部を休止し、又は廃止し大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十一条の十二 登録養成施設設置者(国及び地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方

式、磁気的方式その他の人間の知覚によつては認識することができない方式で作られている記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十五条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

2 第五十一条の二から第五十一条の四までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録の更新)

第五十一条の七 第五十条第三号又は第四号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第五十一条の二から第五十一条の四までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録の更新)

第五十一条の八 登録養成施設設置者は、公正に、かつ、第五十一条の四第一項各号に掲げる要件及び国土交通省令で定める基準に適合

する方法により養成業務を行わなければならぬ。

(変更の届出)

第五十一条の九 登録養成施設設置者は、第五十一条の四第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 業務規程には、養成業務の実施方法、養成

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第五十一条の十三 国土交通大臣は、登録養成施設が第五十一条の四第一項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、その登録養成施設設置者に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十一条の十四 国土交通大臣は、登録養成施設設置者が第五十一条の八の規定に違反していると認めるときは、その登録養成施設設置者に対し、同条の規定による養成業務を行なべきこと又は養成業務の方法その他の業務の方針の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十一条の十五 国土交通大臣は、登録養成施設設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第三号若しくは第四号の登録を取り消し、又は期間を定めて養成業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるとするに至つたとき。

2 第五十一条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

第五十一条の十八 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録養成施設の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

(報告の徴収)

第五十一条の十九 国土交通大臣は、次の場合は、その旨を官報に公示しなければならない。

1 第五十一条第三号又は第四号の登録をしたとき。

2 第五十一条の九の規定による届出があつたとき。

3 第五十一条の十一の規定による届出があつたとき。

4 第五十一条の十五の規定により第五十条

の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の役員又は職員

第五十一条の十 登録養成施設設置者は、養成

業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、養成業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 業務規程には、養成業務の実施方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、養成業務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

五 不正の手段により第五十一条第三号又は第四号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第五十一条の十六 登録養成施設設置者は、国

第六十三条の二中第五号を第九号とし、第一号から第四号までを四号ずつ繰り下げ、同条に

第一号から第四号までとして次の四号を加える。

- 一 第五十一条の十一の規定による届出をしないで養成業務の全部を廃止した者
- 二 第五十一条の十六の規定に違反して同条に規定する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 三 第五十一条の十七の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第五十一条の十八第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十五条の次に次の二条を加える。

第六十五条の二 第五十一条の十二第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一(第五十一条の四関係)

項目	測量に関する科目
一	一 测量に関する法規 二 测量に関する数字 三 测量に関する情報処理 四 测量学概論 五 三角測量 六 多角測量 七 地形測量 八 水準測量 九 地球測位システム測量 十 写真測量 十一 地図編集 十二 応用測量 十三 その他の測量関連科目
二	一 測量に関する法規及びこれに関連する国際条約
三	一 測量に関する基礎物理学 二 測量に関する基礎工学
四	測地測量 地形測量 写真測量 地図編集 応用測量 地理情報システム 測量に関する課題研究 測量に関する表現技術 測量実務

別表第二(第五十一条の四関係)

実習機器	数	量
セオドライブ	十五式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)	十五式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)
レベル	十五式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)	十五式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)
電子レベル	一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)	一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)
電子平板	二十式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)	二十式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)
平板	一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)	一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)
電子平板	五台(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに五を加えた数量)	五台(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに五を加えた数量)
反射式実体鏡	一台(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)	一台(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)
国化機又は解析国化機	一台(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)	一台(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)
スキヤナ	一台(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)	一台(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)
デジタイザ	一台(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)	一台(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)
プロッタ	一台(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)	一台(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)
パーソナルコンピュータ	二十台(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すことごとに五を加えた数量)	二十台(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すことごとに五を加えた数量)
備考	一 セオドライブの数量のうち五分の一以上は、距離を測定する機能を備えたものとする。	一 セオドライブの数量のうち五分の一以上は、距離を測定する機能を備えたものとする。
	二 第五十条第四号の登録を受けようとする場合にあつては、汎地球測位システム測量機及び電子平板の項中「一式」とあるのは「二式」とし、かつ、平板を有することを要しない。	二 第五十条第四号の登録を受けようとする場合にあつては、汎地球測位システム測量機及び電子平板の項中「一式」とあるのは「二式」とし、かつ、平板を有することを要しない。

しようとするときも、同様とする。

2

情報提供機関は、毎事業年度、情報提供事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第三十八条の三 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、情報提供機関に対し、情報提供事業に関し監督

上必要な命令をすることができる。

第三十九条第一項中「第二十九条第一項又は第二項」を「第三十条第一項又は第二項」に、「指定登録機関の指定」を「登録実施機関の登録」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「前条第三項又は次条において準用する第二十七条」を「第三十八条第三項又は前条」に改め、同項第四号中「前条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第四十条を次のように改める。

(準用規定)

第四十条 第二十二条の規定は、情報提供機関について準用する。この場合において、同条

第一項中「登録を」とあるのは「指定を」と、

「第二十条第三項第二号から第四号までに掲げる事項及び登録実施事務」とあるのは「情報

提供機関の名称及び住所、情報提供事業を行いう事務所の所在地並びに情報提供事業」と、

同条第二項中「第二十条第三項第二号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「その名称

若しくは住所又は情報提供事業を行う事務所の所在地」と読み替えるものとする。

第四十四条第二項及び第四項中「指定登録機関」を「登録実施機関」に改める。

第四十五条第一項中「指定登録機関が登録事務を行う場合において、」を「第三十一条第一項の規定により國土交通大臣が行うに、『指定登録機関に』を『国に』に改め、同条第二項を削る。

第四十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第四十六条から第四十九条までを次のように改める。

(経過措置)

第四十六条 登録実施機関が第三十条第二項の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした登録実施機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条から第四十九条まで 削除

第五十一条を次のように改める。

第五十一条 登録実施機関が第三十条第二項の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした登録実施機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第五十四条中「一」を「いずれかに」に、「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第二十六条」を「第二十五条」に改め、同条第二号中「違反して登録事務の全部を廃止したとき」を「による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき」に改め

第五十五条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第五十六条の次に次の二条を加える。

第五十七条 第二十九条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第五十七条 第二十九条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

目次中「第十七条」を「第十六条に、「第二節 船舶職員の乗組み(第十八条—第二十三条)」を「第二節 登録海技免許講習実施機関等(第十七条—第十七条の十九)」に、「第三節 船舶職員の乗組み(第十八条—第二十三条)」に、「第四節 小型船舶操縦者の登録(第二十一条—第二十一条の三十一)」を「第三節 登録小型船舶教習実施機関等(第二十一条の三十一—第二十一条の三十五)」に、「第五節 小型船舶操縦者の乗組み(第二十一条の三十一—第二十一条の三十五)」を「第三節 登録小型船舶操縦者の乗組み(第二十一条の三十一—第二十一条の三十八)」に改める。

二節 登録海技免許講習実施機関等(第十七条—第十七条の十九)

三節 船舶職員の乗組み(第十八条—第二十三条)

四節 小型船舶操縦者の登録(第二十一条—第二十一条の三十一)

五節 小型船舶操縦者の乗組み(第二十一条の三十一—第二十一条の三十八)

第四条第二項中「であつて國土交通大臣が指定するもの」を「(以下「海技免許講習」という。)であつて第十七条及び第十七条の二の規定により國土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録海技免許講習」という。)に改める。

第七条の二第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 その資格に応じ海難防止その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項

に關する最新的の知識及び能力を習得させる

ための講習(以下「海技免状更新講習」とい

う。)であつて第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二の規

定により國土交通大臣の登録を受けたもの

(以下「登録海技免状更新講習」という。)の

課程を修了した者

第十三条の二第二項中「國土交通大臣が指定した船舶職員養成施設」を「第十七条の十八及び第十七条の十九において準用する第十七条の二の規定により國土交通大臣の登録を受けた船舶職員養成施設(以下「登録船舶職員養成施設」という。)に改める。

第十七条を削る。

第二章第二節を同章第三節とし、同章第一節の次に次の二節を加える。

第一節 登録海技免許講習実施機関等(第二十一条—第二十一条の三十一)

(海技免許講習の登録)

第十七条 第四条第二項の登録は、海技免許講習を行おうとする者の申請により行う。

改正する。

(登録の要件等)

第十七条の二 國土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、別表第一の上欄に掲げる

海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞ

れ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により海技免許講習が行われるもので

あるときは、その登録をしなければならない。

この場合において、登録に関して必要な手続は、國土交通省令で定める。

2 國土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録海技免許講習の実施に関する事務(以下「登録海技免許講習の実務」という。)を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第四条第二項の登録は、登録海技免許講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録海技免許講習を行う者(以下「登録海

技免許講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録海技免許講習の種類

四 登録海技免許講習事務を行なう事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第十七条の三 第四条第二項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受ければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録海技免許講習事務の実施に係る義務)

第十七条の四 登録海技免許講習実施機関は、公正に、かつ、第十七条の二第一項に規定する要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により登録海技免許講習事務を行なわなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十七条の五 登録海技免許講習実施機関は、第十七条の二第三項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録海技免許講習事務規程)

第十七条の六 登録海技免許講習実施機関は、登録海技免許講習事務の開始前に、登録海技免許講習事務の実施に関する規程(以下「登録海技免許講習事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも 同様とする。

2 登録海技免許講習事務規程には、登録海技免許講習の実施方法、登録海技免許講習に関する料金その他の国土交通省令で定める項目を定めておかなければならない。

(登録海技免許講習事務の休廃止)

第十七条の七 登録海技免許講習実施機関は、は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なればならない。

2 前各号に掲げるものほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なればならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十七条の八 登録海技免許講習実施機関(国又は地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十一条の四において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 登録海技免許講習を受講しようとする者その他利害関係人は、登録海技免許講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録海技免許講習実施機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

3 前項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消し等)

第十七条の十一 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第二項の登録を取り消し、又は期間を定めて登録海技免許講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 第十七条の二第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

3 正當な理由がないのに第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は次条の規定に違反したとき。

4 第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項による請求を拒んだとき。

5 不正の手段により第四条第二項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第十七条の十二 登録海技免許講習実施機

磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第十七条の九 国土交通大臣は、登録海技免許講習が第十七条の二第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録海技免許講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告等)

第十七条の十 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関が第十七条の四の規定に違反していると認めるときは、その登録海技免許講習を行なべきこと又は登録海技免許講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十七条の十一 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関に対する登録海技免許講習を行なべきこと又は登録海技免許講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十七条の十二 登録海技免許講習事務の状況若しくは帳簿を備え、登録海技免許講習事務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告等)

第十七条の十三 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、登録海技免許講習実施機関に対し、登録海技免許講習事務に關し報告させ、又はその職員に、登録海技免許講習実施機関の事務所に立ち入り、登録海技免許講習実施機関の事務所に立ち入り、登録海技免許講習事務の状況若しくは帳簿類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができ。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれ提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国土交通大臣による海技免許講習の実施)

第十七条の十四 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関がいないとき、第十七条の七の規定による登録海技免許講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消し、又は登録海技免許講習実施機関に対し登録海技免許講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消し、又は登録海技免許講習実施機関に対し登録海技免許講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるとときは、海技免許講習の実施に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 前号の書面の謄本又は抄本の請求

3 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成さ

れているときは、当該電磁的記録に記録されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

4 前号の書面の謄本又は抄本の請求

5 不正の手段により第四条第二項の登録を定めておかなければならない。

(公文)

第十七条の十五 国土交通大臣は、次の場合に

い。

一 第四条第二項の登録をしたとき。

二 第十七条の五の規定による届出があつたとき。

三 第十七条の七の規定による届出があつたとき。

四 第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

五 前条の規定により国土交通大臣が海技免許講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた海技免許講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(海技免状更新講習の登録)

第十七条の十六 第七条の二第三項第三号の登録は、海技免状更新講習を行おうとする者の申請により行う。(準用)

第十七条の十七 第十七条の二及び第十七条の三の規定は海技免状更新講習並びに第七条の二第三項第三号の登録及びその更新について、第十七条の四から第十七条の十五までの規定は登録海技免状更新講習、登録海技免状更新講習を行おうとする者及び登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者及び登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行おうとする者は、「別表第三」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定め

る。

(船舶職員養成施設の登録)

第十七条の十八 第十二条の二第一項の登録は、船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行おうする者の申請により行う。

(準用)

第十七条の十九 第十七条の二及び第十七条の三の規定は船舶職員養成施設並びに第十三条の二第一項の登録及びその更新について、第

十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五(同条第五号を除く。)の規定は登録船舶職員養成施設の登録船舶職員養成施設、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行おう者及び登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行おうとする者は、「別表第三」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十七条の二十 第二十三条の二第一項中「第二十一条」を「第二十一条」に改め、同条を第二十三条の三十四とし、第二十三

条の二十七を第二十三条の三十三とし、第二十三の二十六を第二十三条の三十二とし、第二十三の二十五を第二十三条の三十一とする。

第二十三条の二十八中「第二十三条の二十六第一項」を「第二十三条の三十二第一項」に改め、同条を第二十三条の三十四とし、第二十三

条の二十七を第二十三条の三十三とし、第二十三の二十六を第二十三条の三十二とし、第二十三の二十五を第二十三条の三十一とする。

第二十三条の二十九を同章第四節とし、同章第二節の三十五とする。

第二十三条の二十九を第二十三の二十九を第二十

三条の三十五とする。

第二十三条の二十八中「第二十三の二十六第一項」を「第二十三の三十二第一項」に改め、同条を第二十三の三十四とし、第二十三

条の二十七を第二十三の三十三とし、第二十三の二十六を第二十三の三十二とし、第二十三の二十五を第二十三の三十一とする。

第二十三条の二十九を同章第四節とし、同章第二節の三十五とする。

第二十三条の二十九を第二十三の二十九を第二十

三条の三十五とする。

「第二十三条の三十二中「第二十三の三十」を「第二十三の三十六」に改め、第三章第四節中同条を第二十三条の三十八とし、第二十三条の三十一を第二十三条の三十七とし、第二十三条の三十を第二十三条の三十六とする。第三章第四節を同章第五節とする。

第三章第三節中第二十三条の二十九を第二十

三条の三十五とする。

第二十三条の二十八中「第二十三の二十六第一項」を「第二十三の三十二第一項」に改め、同条を第二十三の三十四とし、第二十三

条の二十七を第二十三の三十三とし、第二十三

条の二十六を第二十三の三十二とし、第二十三

条の二十五を第二十三の三十一とする。

第二十三条の二十九を同章第四節とし、同章第二節の三十五とする。

第二十三条の二十九を第二十三の二十九を第二十

三条の三十五とする。

「小型船舶関連事業者」という。に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者は(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、小型船舶関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

ニ 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に付された「小型船舶教習所」という。に改める。

二 第二十三条の十一の表第六条第二項の項の次に次のように加える。

第三章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の第一節を加える。

第三節 登録小型船舶教習実施機関等

(小型船舶教習所の登録)

第二十三条の二十九を第二十三の十第一項の登録は、小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第二十三条の二十六 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に付された「小型船舶教習所」という。に改める。

二 第二十三条の十一の表第六条第二項の項の次に次のように加える。

一 別表第四の上欄に掲げる小型船舶教習所の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げた施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により教習が行われるものであること。

二 前条の規定により登録の申請をした者(以下この号及び次項において「登録申請者」という。)が、小型船舶の製造、輸入又は販売をする者(以下この号において

3 第二十三条の十第一項の登録は、登録小型

船舶教習所登録簿に次に掲げる事項を記載し

第七条の二第三項第三号	船舶職員	職務	海技免状更新講習	登録海技免状更新講習
第七条の二	小型船舶操縦者	業務	操縦免許証更新講習	登録操縦免許証更新講習
第十七条の二十六及び第十七	第十七条の二十九及び第二十三	の三十において準用する	の二十六	の二十六

てするものとする。

二 登録年月日及び登録番号

総者の教習を行う者(以下「登録小型船舶教習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四三 登録小型船舶教習所の種類
登録小型船舶教習所の所

五 在地

令で定める事項 (登録の更新)

第二十三条の二十七 第二十三条の十第一項の登録は、三年を下らないハ政令で定める期間ご

とにその更新を受けなければ、その期間の経過にて、その効力を失う。

過はよって、その効力を失う。前二条の規定は、前項の登録の更新についても同一である。

（準用）
て準用する

第二十三条の二十八 第十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五(同条第五

号を除く。)の規定は、登録小型船舶教習所、

教習事務について準用する。この場合において、必要な技術的競替えは、 放冷で定める。

(操縦免許証更新講習の登録) て 必要な技術的読書等は 政令で定める

て準用する第七条の二第三項第三号の登録

は、操縦免許証更新講習を行おうとする者の申請により行う。

(準用) 第二十三条の三十 第十七條の四から第十七條

の十五までの規定は登録操縦免許証更新講習、登録操縦免許証更新講習を行う者及び登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務について、第二十三条の二十六及び第二十三条の二十七の規定は操縦免許証更新講習並びに

証更新講習を行ふ者(第三十一条の三において「登録海技免許講習実施機関等」という。)の役員又は職員

二 第二十三条の二十三第一項の規定による業務の停止の命令に違反した指定試験機関の役員又は職員

第三十条の三第一号中「第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の二十九第二項」を「第二十三条の三十一第一項又は第二十三条の三十五第一項」に改める。

第三十一条第一号中「第二十三条の二十七又は第二十三条の二十九第三項」を「第二十三条の三十三又は第二十三条の三十五第三項」に改め

十三条の三十において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十七条の十三第一項(第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条の十三第一項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十七条の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十条の二 第十七条の八第一項(第十七条の十九、第二十三条の二十九の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十九の二十九)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

違反があつた場合には、その違反行為をした登録海技免許講習実施機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の七(第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十七条の十二(第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二

別表第一（第十七条の二関係）	
海技免許講習	施設及び設備
一 レーダー観測 者講習	一 講義室 二 レーダー実習室 三 レーダー 四 海図及び海図用具
二 レーダー・自動衝突予防援助 装置シミュレー	一 レーダー・自動衝突予防援助装置シ 二 十歳以上であること。 過去二年間に登録海技免許講習事務に関し 不正な行為を行つた者又はこの法律若しくは この法律に基づく命令に違反し、罰金以上の 刑に処せられ、その執行を終り、若しくは 執行を受けることがなくなつた日から二年を 経過しない者でないこと。
三 ミュレータ実習室	三 三級海技士（航海）の資格若しくはこれより

五 上級航海英語 講習、航海英語 講習	四 消防講習	三 救命講習、機 関救命講習	三 救命講習、機 関救命講習
一 講義室 二 語学練習装置又は 視聴覚教材を使用す るために必要な設備 視聽覚教材	一 講義室 二 実習場又は練習船 三 持運び式非常ポン プ又は消火栓 四 消火ホース、ノズ ル及び水噴霧放射器 五 泡消火器、炭酸ガ ス消火器及び粉末消 火器 六 呼吸具、可燃性ガ ス検定器及び安全灯	一 講義室 二 救命器具 三 信号装置 四 進水装置 五 国際信号旗 六 国際信号書 七 危険物による事故 の際の応急医療の手 引書その他の書籍	一 講義室 二 救命器具 三 信号装置 四 進水装置 五 国際信号旗 六 国際信号書 七 危険物による事故 の際の応急医療の手 引書その他の書籍
三 国際海事機関の標 準海事通信用語に関 する会話を録音した るために必要な設備	一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる 条件に適合する者であること。 二 次のいずれかの条件を満たす者であるこ と。 イ 三級海技士(航海)の資格又はこれより上 級の資格についての免許を有する者であつ て当該免許を受けた後一年以上船舶職員と して船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこ れと同等以上の能力を有する者であること。 ロ 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百 四十七号)第四条に規定する免許状(英語に 係るものに限る)を有する者	一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる 条件に適合する者であること。 二 三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機 関)の資格若しくはこれらより上級の資格に ついての免許を有する者であつて当該免許を 受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り 組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上 の能力を有する者であること。	二 レーダー・自動衝 突予防援助装置シ ミュレータ 三 プロッティング用 具 四 電波法第四十条に規定する海上特殊無線技 士の資格を有する者であること。

六 上級機関英語 講習、機関英語 講習	一 講義室 二 語学練習装置又は視聴覚教材を使用するためには必要な設備 三 機関業務に関する英会話録音した視聴覚教材	有する者 一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二 次のいずれかの条件を満たす者であること。 イ 三級海技士(機関)の資格又はこれより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの ロ 教育職員免許法第四条に規定する免許状(英語に係るものに限る。)を有する者 ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の能力を有する者
----------------------------------	---	---

別表第二(第十七条の十七関係)

海技免状更新講習	施設及び設備	条 件
一 上級航海更新 講習	一 講義室	一 二十歳以上であること。
	二 内容とした視聽覚教材	二 過去二年間に登録海技免状更新講習の実施に関する事務に關し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなりたる日から二年を経過しない者でないこと。
	三 材料	三 海上における事故及び災害の防止に関する事と。
	四 航海更新講習	四 最新の船舶技術に関する事と。
	五 通信更新講習	五 最新の船舶法規に関する事と。
	六 機関更新講習	六 最新の視聽覚教材を使用するため必要な設備
	七 上級機関更新 講習	七 上級海技士(航海)の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
	八 上級機関更新 講習	八 上級海技士(航海)の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
	九 上級機関更新 講習	九 上級海技士(航海)の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
	十 上級機関更新 講習	十 上級海技士(航海)の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
	十一 上級機関更新 講習	十一 上級海技士(航海)の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
	十二 上級機関更新 講習	十二 上級海技士(航海)の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
	十三 上級機関更新 講習	十三 上級海技士(航海)の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

備考
一 「上級航海更新講習」とは、甲板部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。

別表第三(第十七条の十九関係)

船舶職員養成施設	施設及び設備	条 件
一 三級海技士 (航海)養成施設	一 講義室	一 二十歳以上であること。
二 四級海技士 (航海)養成施設	二 航海実習室その他	二 過去二年間に船舶職員養成施設における船舶職員の養成に関する事務に關し不正な行為を行つた者又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。
三 五級海技士 (航海)養成施設	三 実習用船舶	三 その養成のための海技士(航海)の資格(六級海技士(航海)養成施設にあつては五級海技士(航海)の資格若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
四 六級海技士 (航海)養成施設	四 航海計器	四 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。
五 水路図誌	五 水路図誌	五 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。
六 操舵装置、係船設備その他の船舶設備	六 操舵装置、係船設備その他の船舶設備	六 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。
七 甲板作業用具	七 甲板作業用具	七 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。
八 検知器具及び保護具	八 検知器具及び保護具	八 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。
九 船灯及び航海灯シグナル	九 船灯及び航海灯シグナル	九 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。
十 ミュレーダ	十 公用及び船用航海日誌	十 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。
十一 教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材	十一 教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材	十一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。
十二 天気図	十二 天気図	十二 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。
十三 機関実習室その他の機関に関する実習に必要な実習室	十三 機関実習室その他の機関に関する実習に必要な実習室	十三 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。
二 三級海技士 (機関)養成施設	二 四級海技士 (機関)養成施設	二 その養成のための海技士(機関)の資格(六級海技士(機関)養成施設にあつては五級海技士(機関)の資格若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免
四 五級海技士 (機関)養成施設	四 主機及びその附属機器	四 その養成のための海技士(機関)の資格(六級海技士(機関)養成施設にあつては五級海技士(機関)の資格若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免

設、六級海技士
(機関)養成施設

装置(その養成を目的とする海技士(機関)に係る機関限定の有無及び内容に応じた種類の機関による。)

- 五 動力伝達装置及び軸系
- 六 ポイラ及びその附属装置
- 七 捧機及び管装置
- 八 甲板機械
- 九 工具及び測定器
- 十 電気設備
- 十一 自動制御装置
- 十二 教育に必要な模型、掛図、書籍その他教材

備考

一 「三級海技士(航海)養成施設」、「四級海技士(航海)養成施設」、「五級海技士(航海)養成施設」とは、それぞれ三級海技士(航海)、四級海技士(航海)、五級海技士(航海)及び六級海技士(航海)の養成を行うための船舶職員養成施設をいう。

二 「三級海技士(機関)養成施設」、「四級海技士(機関)養成施設」、「五級海技士(機関)養成施設」とは、それぞれ三級海技士(機関)、四級海技士(機関)、五級海技士(機関)及び六級海技士(機関)の養成を行うための船舶職員養成施設をいう。

三 上欄一の項中欄第六号及び第九号の設備は、模型、掛図その他これらに類するものをもつてこれらの設備に代えることができる。

四 その養成のための海技士の資格に係る海技試験について第十四条第一項に規定する乗船履歴を有する者(修了時において当該海技試験について当該乗船履歴を有することとなる者を含む。)を対象とする船舶職員養成施設があつては、上欄一の項中欄第三号の施設を要しない。

五 機関當直限定をした海技士(機関)の養成を行つたための船舶職員養成施設にあつては、上欄二の項中欄第九号の設備を要しない。

別表第四(第二十三条の二十六関係)

小型船舶教習所	施設及び設備	条 件
一 一級小型船舶 操縦士教習所	一 講義室	二十歳以上であること。
二 実習水域(実習期)	二 過去二年間に登録小型船舶教習事務に関し	

許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

二級小型船舶操縦士教習所

間においては、原則として占用することができるものに限る。(上欄二の項において同じ。)

三 実習用 小型船舶

(その教習を行つたための小型船舶操縦士に係る技能限定の有及び内容に応じたものに限る。)

四 水路図誌

五 航海計器

六 操舵設備、係船設備及び航海用具

七 救命器具

八 信号装置

九 國際信号旗

十 教育に必要な模型、掛図、書籍その他教材

一 講義室

二 実習水域

三 實習用特殊小型船舶

備考	二 特殊小型船舶操縦士教習所	一 特殊小型船舶操縦士教習所
	一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。	一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。

二 特殊小型船舶操縦士の資格についての免許(技能限定がされていないものに限る)を有する者であつて三月以上小型船舶操縦者として特殊小型船舶に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者である。

三 上欄一の項中欄第六号及び第九号の設備は、模型、掛図その他これらに類するものをもつてこれらの設備に代えることができる。

備考	一 「一級小型船舶操縦士教習所」、「二級小型船舶操縦士教習所」及び「特殊小型船舶操縦士教習所」とは、それぞれ一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士の教習を行つたための小型船舶教習所をいう。	二 上欄一の項中欄第六号から第九号までの設備及び上欄二の項中欄第四号の設備は、模型、掛図その他これらに類するものをもつてこれらの設備に代えることができる。	三 その教習のための小型船舶操縦士の資格に係る操縦試験について第二十三条の十五第五項の国土交通省令で定める乗船履歴を有する者を対象とする小型船舶教習所にあつては、上欄一の項

別表(第九条、第二十八条、第三十二条の四、第三十二条の七関係)

気象測器		測定器及び設備	
温度計	測定器	測定器	恒温検査槽
氣圧計	設備	測定器	電気式温度計
湿度計	設備	測定器	電気式湿度計
風速計	測定器	通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた	露点式湿度計
湿度計	測定器	通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた	露点式湿度計
風速計	測定器	超音波式風速計	温度検査槽
湿度計	測定器	電気式風速計	恒温検査槽
日射計	設備	風洞	恒温検査槽
雨量計	測定器	ピトーパン	恒温検査槽
雪量計	測定器	ビュレット	恒温検査槽
	長さ計		

(宅地建物取引業法の一部改正)

第七条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「国土交通大臣が指定する者」を「第十七条の三から第十七条の五までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)に改め、「講習」の下に「(以下「登録講習」という。)」を加える。

第十六条の十三第三項を削り、同条第四項中「前項において準用する場合を含む。次項において同じ。」を削り、「第二項を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第十七条の二の次に次の十六条を加える。
(登録講習機関の登録)

第十七条の二 第十六条第三項の登録は、登録

第十七条の五 国土交通大臣は、第十七条の三

(登録基準等)

の規定により登録を申請した者の行う登録講習が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する手続は、国土交通省令で定める。

一 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人につては、その代表者の氏名

三 登録講習機関が講習業務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第十七条の六 第十六条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習業務の実施に係る義務)

第十七条の七 登録講習機関は、公正に、かつ、第十七条の五第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習業務を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十七条の八 登録講習機関は、第十七条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする

反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十七条の十四の規定により第十六条第五項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、講習業務を行つる役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある

もの

(登録基準等)

2 講習業務規程には、登録講習の実施方法、登録講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

(業務の休廃止)

第十七条の十 登録講習機関は、講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十七条の十一 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電子的記録を含む。次項及び第八十五条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 登録講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第十七条の十二 国土交通大臣は、登録講習機関が第十七条の五第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に

対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(改善命令)

第十七条の十三 国土交通大臣は、登録講習機関が第十七条の七の規定に違反していると認めるとべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)
第十七条の十六 国土交通大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、登録講習機関に対し、講習業務の状況に關し必要な報告を求めることができ(立入検査)

第十七条の十七 国土交通大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、講習業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ

きる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公示)
第十七条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十六条第三項の登録をしたとき。

二 第十七条の八の規定による届出があつたとき。

三 第十七条の十の規定による届出があつたとき。

四 第十七条の十四の規定により第十六条第三項の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。

五 不正の手段により第十六条第三項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)
第十七条の十五 登録講習機関は、国土交通省令で定めることにより、帳簿を備え、講習業務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

は登録講習機関を加える。

第八十三条第一項中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八十三条の二中「一」を「いずれかに」に、「第十六条第三項の指定を受けた者」を「登録講習機関に、「十万円」を「三十万円」に改め、同一条中「第十六条の十一」の下に「又は第十七条の十五」を加え、同条第二号中「(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第二項を「若しくは第二項又は第十七条の十六」に改め、同条第三号中「試験事務」を「試験事務」

に、「廃止したとき」を「廃止し、又は第十七条の十の規定による届出をしないで講習業務の全部を廃止したとき」に改める。

第八十五条の二 第十七条の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則の次に次の別表を加える。

別表 第十七条の五関係

科	目	講師
一 この法律その他関係法令に関する科目	一 弁護士	
二 宅地及び建物の取引に係る紛争の防止に関する科目	二 取引主任者であつて、取引主任者として宅地建物取引業に從事した経験を有する者	
三 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する科目	三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	
四 宅地及び建物の需給に関する科目	一 不動産鑑定士	
五 宅地及び建物の調査に関する科目	二 取引主任者であつて、取引主任者として宅地建物取引業に從事した経験を有する者	
六 宅地及び建物の取引に係る税務に関する科目	三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	
七 地理学	一 税理士	
八 地政学	二 取引主任者であつて、取引主任者として宅地建物取引業に從事した経験を有する者	
九 地理学	三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第八条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

「第十六条第三項の指定」を「登

録講習、登録講習機関に改める。

第八十条の三中「第十六条の十五第二項」の下に「又は第十七条の十四」を、「試験事務」の下に「又は講習業務」を、「指定試験機関」の下に「又

は講習業務」を、「指定試験機関」に改める。

第九条の二第一項中「一」を「いずれかに」に

改める。

「第十二条第一項の指定」を「登

録確認機関に改める。

「第二節 指定確認機関」を「第二節 登録確

認機関」に改める。

第九条の七の見出しを「(登録)」に改め、同条

第一項中「指定」を「登録」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 海上保安庁長官は、前項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 船舶から有害液体物質を排出するための

事前処理の方法が第九条の二第三項の政令で定める基準に適合するかどうかの判定(次号において「適合判定」という。)について、油分濃度計若しくは分光光度計を用いて、又はこれと同等以上 の方法により、確認業務を行うものであること。

二 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者(第九条の十二において、「確認員」という。)が適合判定を行うものであること。

三 登録申請者が、第九条の二第四項の規定により確認を受けなければならないこととされる船舶所有者(以下この号及び第九条の十四第二項において「有害液体物質排出船所有者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでない

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、有害液体物質排出船所有者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める有害液体物質排出船所有者の役員又は職員(過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代

表権を有する役員)が、有害液体物質排出船所有者の役員又は職員(過去二年間又は職員であつた者を含む。)であるこ

と。当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であつた者を含む。)であるこ

と。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第九条の十九の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 第九条の七に次の二条を加える。

一 登録は、登録確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

二 登録確認機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地

四 第九条の七第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第九条の十、第九条の十二第一項、第九条の十四第一項、第九条の十五又は次条の規定に違反したとき。

三 第九条の十一第一項の規定による認可を受けず、又は同項の規定による認可を受けた確認業務規程によらないで確認業務を実施したとき。

四 第九条の十一第二項、第九条の十二第二項、第九条の十六又は第九条の十七の規定による命令に違反したとき。

五 第九条の十五第五号中「指定」を「登録」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第五条の十七中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、第二章の二第二節中同条を第九条の二十二とすること。

第六条の十六中「指定」、第九条の十二の規定による許可又は前条の規定による指定の取消しをしたときは、を「次の場合には」に改め、同条

一項の親会社をいう。)であること。

二 第九条の十の規定による許可をしたとき。

三 第九条の十五の規定による許可をしたとき。

四 第九条の十九の規定により登録を取り消し、又は確認業務の停止を命じたとき。

五 第九条の十一中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、同条を第九条の十五とし、同条

四 第九条の十九の規定により登録を取り消し、又は確認業務の停止を命じたとき。

六 第九条の十六 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の七第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができること。

七 第九条の十七 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

八 第九条の十八 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

九 第九条の十九 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十条の十 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

十一 第十条の十一 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

十二 第十条の十二 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

十三 第十条の十三 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

十四 第十条の十四 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

十五 第十条の十五 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

十六 第十条の十六 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

十七 第十条の十七 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

十八 第十条の十八 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

十九 第十条の十九 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

二十 第十条の二十 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

二十一 第十条の二十一 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

二十二 第十条の二十二 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

二十三 第十条の二十三 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

二十四 第十条の二十四 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

二十五 第十条の二十五 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

二十六 第十条の二十六 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

二十七 第十条の二十七 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

二十八 第十条の二十八 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

二十九 第十条の二十九 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

三十 第十条の三十 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

三十一 第十条の三十一 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずることができる。

三十二 第十条の三十二 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるとときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行なうべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する措置をとるべきことを命ずる。

は、登録確認機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第九条の九第一項及び第二項を削り、同条第三項中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条を第九条の十二とする。

第九条の八第一項中「指定確認機関」を登録確認機関に改め、同条第三項を次のように改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条を第九条の十二とする。

第九条の八第一項には、確認業務の実施方法、確認機関に改め、同条第三項を次のように改める。

3 確認業務規程には、確認業務の実施方法、確認業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

第九条の八を第九条の十一とし、第九条の七の次に次の三条を加える。

(登録の更新)

第九条の八 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(確認の義務)

第九条の九 登録確認機関は、確認業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならぬ。

2 登録確認機関は、公正に、かつ、第九条の七第二項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認業務を行わなければならぬ。

七第二項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認業務を行わなければならぬ。

（登録事項の変更の届出）

第九条の十 登録確認機関は、第九条の七第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、海上保安庁長官に届け出なければならない。

第十七条の十二第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人の申出」を「者の申

請」に、「認定」を「登録」に改め、同条第二項中「認定を受けた法人（以下）」を「登録を受けた者（以下）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 船舶安全法第三章第一節（第二十五条の四）に改め、同条第三項を次のように改める。

十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号（第二十五条の三十四項の規定の準用による部分に限る。）並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

第十四条の六 海洋の汚染又は海上災害の防

止のために使用する粉碎設備船舶発生廃棄物を粉碎することにより処理する設備をい

う。）その他の設備又はオイルフーンズ、薬剤その他の資材であつて国土交通省令で定めるもの（以下「粉碎設備等」という。）を製造する者は、当該粉碎設備等が国土交通省令で定められた粉碎設備等ごとに国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者の検定を受けることができる。

3 確認業務規程には、確認業務の実施方法、確認業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

第九条の八を第九条の十一とし、第九条の七の次に次の三条を加える。

(登録の更新)

第九条の八 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(確認の義務)

第九条の九 登録確認機関は、確認業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならぬ。

2 登録確認機関は、公正に、かつ、第九条の七第二項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認業務を行わなければならぬ。

七第二項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認業務を行わなければならぬ。

（登録事項の変更の届出）

第九条の十 登録確認機関は、第九条の七第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、海上保安庁長官に届け出なければならない。

第十七条の十二第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人の申出」を「者の申

請」に、「認定」を「登録」に改め、同条第二項中「認定を受けた法人（以下）」を「登録を受けた者（以下）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 船舶安全法第三章第一節（第二十五条の四）に改め、同条第三項を次のように改める。

十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号（第二十五条の三十四項の規定の準用による部分に限る。）並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

第十四条の六 海洋の汚染又は海上災害の防

止のために使用する粉碎設備船舶発生廃棄物を粉碎することにより処理する設備をい

う。）その他の設備又はオイルフーンズ、薬剤その他の資材であつて国土交通省令で定めるもの（以下「粉碎設備等」という。）を製造する者は、当該粉碎設備等が国土交通省令で定められた粉碎設備等ごとに国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者の検定を受けることができる。

3 確認業務規程には、確認業務の実施方法、確認業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

第九条の八を第九条の十一とし、第九条の七の次に次の三条を加える。

(登録の更新)

第九条の八 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(確認の義務)

第九条の九 登録確認機関は、確認業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならぬ。

2 登録確認機関は、公正に、かつ、第九条の七第二項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認業務を行わなければならぬ。

七第二項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認業務を行わなければならぬ。

（登録事項の変更の届出）

第九条の十 登録確認機関は、第九条の七第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、海上保安庁長官に届け出なければならない。

第十七条の十二第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人の申出」を「者の申

請」に、「認定」を「登録」に改め、同条第二項中「認定を受けた法人（以下）」を「登録を受けた者（以下）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 船舶安全法第三章第一節（第二十五条の四）に改め、同条第三項を次のように改める。

十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号（第二十五条の三十四項の規定の準用による部分に限る。）並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

第十四条の六 海洋の汚染又は海上災害の防

止のために使用する粉碎設備船舶発生廃棄物を粉碎することにより処理する設備をい

う。）その他の設備又はオイルフーンズ、薬剤その他の資材であつて国土交通省令で定めるもの（以下「粉碎設備等」という。）を製造する者は、当該粉碎設備等が国土交通省令で定められた粉碎設備等ごとに国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者の検定を受けることができる。

3 確認業務規程には、確認業務の実施方法、確認業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

第九条の八を第九条の十一とし、第九条の七の次に次の三条を加える。

(登録の更新)

第九条の八 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(確認の義務)

第九条の九 登録確認機関は、確認業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならぬ。

の刑を減輕し 又は免除することができる。
第五十五条の前に次の一条を加える。

第五十四条の五 第十七条の十二第三項、第十一
七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項
において準用する船舶安全法第二十五条の五

十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の六第一項の登録を受けた者の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。第五十八条中「一」を「いずれかに」に改め、

同条中第十八号を第十九号とし、第八号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 第十七条の十二第三項、第十七条の十五

準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は

忌避した者

は、指定鑑定機関を登録鑑定機関に改め、同項第一号中「第九条の十二」を「第九条の十五」に改め、同項第二号中「第九条の十四第一

項」を「第九条の十八第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第九条の二十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚

偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第五十九条の二第二項に第九条の十四第一項を「第九条の十八第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、
える。

その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の六第一項の登録を受けた者

（外国にある事務所において業務を行うこれらの者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十四条中「第六十七条から第七十二条までの違反行為(第七十条の違反行為を除く。)」を「第六十七条から前条までの違反行為」に改め、同条を第七十二条とする。

第七十五条を第七十三条とし、第七十六条を
第七十四条とする。

法律の一部改正 (船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する)

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正

する法律(平成三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が指定する講習」を「海技士(電子通信)の資格に係る海技従事者国家試験で求められる知識及び能力を習得させるための

講習(以下「電子通信移行講習」という。)であつて附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第十七条及び第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録電子通信移行講習」という。)に改め、「場合には」の下に「国土交通省令で定めるところにより」を加える。

附則中第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(準用)

第六条 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条から第十七条の三までの規定は電子通信移行講習並びに附則第三条の登録及びその更新について、同法第十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五(同条第五号を除く。)の規定は登録電子通信移行講習、登録電子通信移行講習を行う者(以下「登録電子通信移行講習実施機関」という。)及び登録電子通信移行講習の実施に関する事務について準用する。この場合において、同法第十七条の二第一項中「別表第一」の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄

第七條 前条に依りて準用する船舶 (罰則)

第八条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録電子通信移行講習実施機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
附則第六条において準用する船舶職員及
型船舶操縦者法第十七条の十一の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録電子通信移行講習実施機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則に次の三条を加える。

び小型船舶操縦者法第十七条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十二の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は

三 帳簿を保存しなかつたとき。
三 附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十三第一項

の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第九条 附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十条 附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の八第一項の

別表(附則第六条関係)

規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのと同様第六条において準用する旨由職員

及び小型船舶操縦者法第十七条の八第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料を受ける。

ら二年を経過しない者
三 法人であつて、講習事務を行う役員のうち
ちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第四十一条の四 国土交通大臣は、第四十一条の二の規定により登録を申請した者の行う講習が、別表第一の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する必要な手続は、国土交通省令で定め

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並

びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第四十一条の五 第四十一条の登録は、三年を経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第一百十二条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならぬ。

第四十一条の六 登録講習機関は、公正に、かつ第四十一条の七 登録講習機関は、第四十一条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようと

する日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

第四十一条の八 登録講習機関は、講習事務に関する規程(以下この節において「講習事務規程」という。)を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。こ

れを変更しようとするときも、同様とする。
2 講習事務規程には、講習の実施方法、講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(講習事務の休廃止)

第四十一条の九 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録

第四十一条の十一 国土交通大臣は、登録講習機関が第四十一条の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条の十二 国土交通大臣は、登録講習機関が第四十一条の六の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同項の規定による講習事務を行つべきこと又は講習の方法その他の業務の方法の改善に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十一条の十三 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十一条の三第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四十一条の七から第四十一条の九まで、第四十一条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正當な理由がないのに第四十一条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されるときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求されるときは、当該電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(登録の記載)

第四十一条の十四 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(国土交通大臣による講習事務の実施)

第四十一条の十五 国土交通大臣は、第四十一条の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の九の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消し、又は登録講習機関に対し講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

(帳簿の記載)

第四十一条の十六 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、その必要な限度で、登録講習機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十一条の十七 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認

四 前二条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第四十一条の登録を受けたとき。

めるときは、その必要な限度で、その職員

に、登録講習機関の事務所に立ち入り、登録講

習機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査

させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、

その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係

者の請求があるときは、これを提示しなけれ

ばならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のため

に認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第四十一条の十八 国土交通大臣は、次に掲げ

る場合には、その旨を官報に公示しなければ

ならない。

一 第四十一条の登録をしたとき。

二 第四十一条の七の規定による届出があつ

たとき。

三 第四十一条の九の規定による届出があつ

たとき。

四 第四十一条の十三の規定により第四十一

条の登録を取り消し、又は講習事務の停止

を命じたとき。

五 第四十一条の十五の規定により講習事務

の全部若しくは一部を自ら行うこととする

とき、又は自ら行っていた講習事務の全部

若しくは一部を行わないこととするとき。

第二章第四節中第四十三条の次に次の二条を

加える。

(国土交通省令への委任)

第四十三条の二 この節に定めるもののほか、

講習、登録講習機関その他この節の施行に関

し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第六十条第二項中「国土交通大臣又はその指

定する者」を「第六十一条の二において準用する

第四十二条の二から第四十二条の四までの規定

により国土交通大臣の登録を受けた者(以下こ

の節において「登録講習機関」という。)に改め、

「講習」の下に「(以下)の節において「講習」

という。」を加える。

第六十一条の次に次の二条を加える。

(準用規定)

第六十一条の二 第四十一条の二から第四十一

条の十八までの規定は、登録講習機関につい

て準用する。この場合において、第四十一条

の二中「前条」とあるのは「第六十条第二項本

文(前条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)」と、第四十一条の三、第四

十一条の五第一項、第四十一条の十三第三第五

号、第四十一条の十五第一項並びに第四十一

条の十八第一号及び第四号中「第四十一条の

登録」とあるのは「第六十条第二項本文の登

録」と、第四十一条の四中「別表第一」とある

のは「別表第二」と、第四十一条の十第二項中

「マンション管理士」とあるのは「管理業務主

任者」と読み替えるものとする。

第六十八条条中「管理業務主任者証」を「及び

管理業務主任者証」に改め、「及び第六十条第二

項本文(第六十一条第二項において準用する場

合を含む。)の講習(国土交通大臣が行うものに

限る。)を受けようとする者を削る。

第六十九条中「登録」の下に「講習、登録講

習機関」を加える。

第七百八条中「又は管理適正化業務」を「若しく

は管理適正化業務の停止の命令又は第四十一条

の十三(第六十一条の二において準用する場合

を含む。)の規定による講習事務(第四十一条の

二に規定する講習事務及び第六十一条の二にお

いて準用する第四十一条の二に規定する講習事

務をいう。第七十条において同じ。)に改め、

「指定登録機関」の下に「登録講習機関(第四十

一条に規定する登録講習機関及び第六十条第二

項本文に規定する登録講習機関をいう。第百十

一条において同じ。)」を加える。

第一百十条中「指定登録機関」の下に「登録講

習機関」を加え、「二十万円」を「三十万円」に改

め、同条第一号中「含む。」の下に「又は第四十

一条の十四(第六十一条の二において準用する場合を含む。)を加え、同条第二号中「含む。」

の下に「又は第四十一条の十六(第六十一条の二において準用する場合を含む。)を加え、同条

第三号中「含む。」の下に「又は第四十一条の十

七第一項、第六十一条の二において準用する場

合を含む。」を加え、同条第四号中「許可」を受け

ないで」の下に「又は第四十一条の九(第六十

一条の二において準用する場合を含む。)の規定

による届出をしないで」を、「登録事務」の下に

「講習事務」を加える。

第一百一条第一項中「二十万円」を「三十万円」

に改めようとする者を削る。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一(第四十一条の四関係)

科	日	講師
---	---	----

一 マンションの管理に関する法令及び実務に関する科目(四の項に掲げる科目を除く。)

二 管理組合の運営の円滑化に関する科目

三 マンションの建物及び附属施設の構造及び設備に関する科目

四 この法律に関する科目

に改める。

第一百十二条の二 第四十一条の十第一項第六

十二条の二において準用する場合を含む。)の

規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、若

しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がな

いのに第四十一条の十第二項各号(第六十一

条の二において準用する場合を含む。)の規定

による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過

料に処する。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第二(第四十一条の四関係)

科	日	講師
---	---	----

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学以下「大学」という。)において民事法学、行政法学若しくは会計学を担当する教授若しくは助教授の職にあつた者

の職にあつた者

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

一 大学において建築学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

一 大学において行政法学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

査又は旧経営状況分析の結果(第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)に係る再審査の申立てについては、なお従前の例による。

10 第二条の規定の施行前に旧経営事項審査において旧建設業法第二十七条の二十四第一項に規定する指定経営状況分析機関がした旧経営状況分析(第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)に係ることとされる場合における処分又はその不作為に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六百六十号)による審査請求については、なお従前の例による。

(測量法の一改正に伴う経過措置)

11 第四条の規定による改正後の測量法(以下この条において「新測量法」という。)第五十条第三号又は第四号の登録を受けようとする者は、第三条の規定の施行前においても、その申請を行なうことができる。新測量法第五十一条の第十項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の測量法(以下この条において「旧測量法」という。)第五十条第三号若しくは第五十一号の指定を受けている測量に関する専門の養成施設(以下この条において単に「養成施設」という。)又は旧測量法第五十条第四号の指定を受けている養成施設は、第三条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、それぞれ新測量法第五十条第三号の登録を受けた養成施設又は同条第四号の登録を受けた養成施設とみなす。

3 第三条の規定の施行前に旧測量法第五十条第三号若しくは第五十一条第三号の指定を受けた養成施設において修得した旧測量法第五十条第三号若しくは第五十二条第三号に規定する専門の知識及び技能又は旧測量法第五十条第四号の指定を受けた養成施設において修得した同号に規定する高度の専門の知識及び技能は、それぞれ新測量法第五十条第三号の登録を受けた養成

う。)第十六条第三項の登録を受けようとする者は、第七条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新取引業法第十七条の九第一項の規定による講習業務規程の届出についても、同様とする。

第七条の規定の施行の際現に同条の規定により改正前の宅地建物取引業法（以下この条において「旧取引業法」という）第十六条第三項の規定を受けている者は、第七条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新規取引業法第十六条第三項の登録を受けているも

のとみなす。
第七条の規定の施行前三年以内に修了した旧取引業法第十六条第三項の指定を受けた者が同項の規定により行つた講習は、その講習の課程を修了した日から起算して三年を経過する日までの間は、新取引業法第十六条第三項の登録を受けた者が同項の規定により行う講習とみなす。

一部改正に伴う経過措置)

九条 第八条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「この条」

おいて「新海洋汚染防止法」という。)第九条の二

第十七条の十五第三項において準用する新船舶

安全法第六条ノ四第一項の登録又は新海洋汚染防止法第四十三条の六第一項の登録を受けよう

防止法第九条の十一第一項の規定による確認業

務規程又は新海洋汚染防止法第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項若しくは第四十三

第二項において準用する新船舶安全法第

規程その他の規程の認可の申請についても、同

第八条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する

に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

第六条 第八条の規定の施行前に旧海洋汚染防止法第十七条の十五第一項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項の規定により旧海洋汚染防止法第十七条の十五第三項において準用する検定機関がした検定第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)に係る再検定及びその取消しの訴えについて、なお従前の例による。

(鉄道事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第九条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の鉄道事業法(以下この条において「旧鉄道事業法」という。)第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第三項(旧鉄道事業法第三十八条において準用する場合を含む。)第三項において同じ。)又は第三十四条の二第一項の規定による検査の申請であつて、第九条の規定の施行の際、合格又は不合格の処分がなされないものについての処分については、なお従前の例による。

第二条 第九条の規定の施行の際現に旧鉄道事業法第十九条第一項の指定を受けている者が行うべき第九条の規定の施行の日の属する事業年度の事業報告書及び收支決算書の作成並びにこれらの書類の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。

第三条 第九条の規定の施行前に旧鉄道事業法第十一条第一項、第十二条第三項又は第三十四条の二第一項の規定により指定検査機関がした検査(第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

法第十一條 第十条の規定による改正後の船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(以下この条において「新第一部改正法」という。)附則第三条の登録を受けようとする者は、第十条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新第一部改正法附則第六条において準用する新船舶職員法第十七条の六第一項の規定による登録電子通信移行講習の実施に関する事務に関する規程の届出についても、同様とする。

第十条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条の指定を受けている講習は、第十条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新第一部改正法附則第三条の登録を受けている講習とみなす。

(外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第十一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の外国人観光旅客の來訪地域の多様化の促進による国際觀光の振興に関する法律(以下「この条において「旧外客來訪促進法」といふ。)第九条の免許を受けている者に係る当該免許は、第十一条の規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律)
は、なお從前の例による。
第十三条 第十二条の規定による改正後のマン
ションの管理の適正化の推進に関する法律(以
下この条において「新マンション管理適正化法」
という。)第四十一条又は第六十条第二項本文の
登録を受けようとする者は、第十二条の規定の
施行前においても、その申請を行うことができる。

る。新マンション管理適正化法第四十一条の八

第一項又は新マンション管理適正化法第六十二条の二において準用する新マンション管理適正化法第四十一条の八第一項の規定による講習事務規程の届出についても、同様とする。

第十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前のマンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下この条において「旧マンション管理適正化法」という。)第六十条第二項本文の指定を受けている者は、第十二条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新マンション管理適正化法第六十条第二項本文の登録を受けているものとみなす。

3 第十二条の規定の施行前六月以内に受けた旧マンション管理適正化法第六十条第二項本文の指定を受けた者が同項本文の規定により行つた講習は、その受けた日から起算して六月を経過する日までの間は、新マンション管理適正化法第六十条第二項本文の登録を受けた者が同項本文の規定により行う講習とみなす。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)
第十四条 附則第二条から前条までに規定するも

のほか、この法律の施行前にこの法律による

改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)中相当する規定があるものは、これらの規定によつてし

る規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつてする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十六条 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令

で定める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百七の項を次のように改める。

百七 國土交通省

国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(浄化槽法及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「別表」を「別表第一」に改める。

一 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第三十三条第一項
二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第二百四号)第二十一条第一項

平成十五年六月十日印刷

平成十五年六月十一日發行

參議院事務局

印刷者

國立印刷局

K